

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の 状況に関する報告

令和8年6月

目次

1	総則的事項	
(1)	報告の趣旨及び対象期間	1
(2)	特定秘密の管理体制	
ア	特定秘密保護法の適用対象となる行政機関の範囲及び指定権限の有無	1
イ	各行政機関に置かれた特定秘密管理者	2
2	令和7年中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況	
(1)	特定秘密の指定の状況	
ア	行政機関別の指定件数及びその推移	5
イ	最も関連性の高い事項別・分野別の指定件数	6
ウ	各行政機関が特定秘密に指定した情報の内容	8
(2)	特定秘密の指定の有効期間の満了、延長及び解除等の状況	
ア	指定の有効期間の満了及び延長の状況	11
イ	指定の理由の点検の状況	11
ウ	指定の解除の状況	13
(3)	行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況	13
(4)	違反行為に関する通報の状況	14
(5)	適性評価の実施の状況	
ア	行政機関別の適性評価の実施件数及びその推移	15
イ	適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数	18
ウ	適性評価に関する苦情申出の状況及び改善事例	18
3	令和7年末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況	
(1)	特定秘密の指定の状況	
ア	行政機関別の指定件数及びその推移並びに指定の解除等の総件数	20
イ	最も関連性の高い事項別・分野別の指定件数	23
ウ	情報の類型別の指定の状況	26
エ	有効期間別・通算の有効期間別の指定件数	26
オ	指定の解除条件の設定等の状況	27
カ	各行政機関が特定秘密に指定した情報の内容	28
(2)	特定秘密が記録された行政文書の保有件数	33
(3)	適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数	35
4	制度の適正な運用の確保に関する事項	
(1)	運用基準の見直し	39
(2)	保護措置に関する検査及び不適正事案の発生の状況	40
(3)	内閣府独立公文書管理監への対応	43

(4) 衆議院及び参議院の情報監視審査会への対応	
ア 情報監視審査会による調査への対応	44
イ 情報監視審査会の年次報告書における意見・指摘への対応	45
(5) 内閣府独立公文書管理監からの意見	49
(6) 有識者からの意見	50
ア 制度の運用一般に関する意見	51
イ 不適正事案に関する意見	54
ウ 国会報告文書の構成や内容に関する意見	55

【資料編】

(参照条文)

○特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）	58
○特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）（抄）	63
○公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）（抄）	65
○自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）	66
○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）（抄）	66
○国会法（昭和22年法律第79号）（抄）	78
○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）（抄）	79

(各種資料)

資料1 情報保全諮問会議の開催について	80
資料2 情報保全諮問会議構成員	81
資料3 最も関連性の高い「事項の細目」別の特定秘密の指定の状況（令和7年末時点）	82
資料4 内閣保全監視委員会の構成等について	88

【凡例】

本稿では、下表のとおり略称を用いる。

特定秘密の保護に関する法律 (平成25年法律第108号)	特定秘密保護法
特定秘密の保護に関する法律施行令 (平成26年政令第336号)	施行令
「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」 (平成26年10月14日閣議決定)	運用基準
公文書等の管理に関する法律 (平成21年法律第66号)	公文書管理法
重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律 (令和6年法律第27号)	重要経済安保情報保護 活用法
特定秘密保護法第12条第2項第1号に定める「特定有害活動」 (以下①の活動、以下②の活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれがあるもの(※いわゆるスパイ活動や大量破壊兵器関連物資の拡散に係る活動等を指す。)) ① 公になっていない情報のうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動 ② 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動)	特定有害活動
特定秘密保護法第5条第4項に定める「適合事業者」(物件の製造又は役務の提供を業とする者で、行政機関から同法第8条の規定による特定秘密の提供を受けるための要件として、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していること、その他施行令第13条に定める保護措置の基準に適合するもの)	適合事業者
公文書管理法第7条第1項に規定する「行政文書ファイル管理簿」に記載された、同法第5条第5項に規定する「行政文書ファイル等」のうち、特定秘密である情報を記録するもの	特定行政文書ファイル 等

1 総則的事項

(1) 報告の趣旨及び対象期間

特定秘密保護法第19条では、政府は、毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、国会に報告するとともに、公表するものとされている。また、この報告及び公表に当たっては、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者*1の意見を付することとされている。本報告は、これらの規定に従い行うものである。

本報告の対象期間は、令和7年1月1日から同年12月31日までの間である。

(2) 特定秘密の管理体制

ア 特定秘密保護法の適用対象となる行政機関の範囲及び指定権限の有無

特定秘密保護法附則第3条では、同法の施行後5年の間に特定秘密を保有した実績のない行政機関を政令で定め*2、同法の適用対象から除外する旨規定されている。これを受けて、政府は、令和元年12月に施行令を改正し、施行令第1条で、同法第2条に規定する行政機関から除かれる機関を定めた（同年12月11日施行）。当該規定は、以降も、行政機関の新設又は廃止に伴い適時改正され*3、令和7年末時点で、28機関が同法の適用対象となっている。

同法第3条第1項ただし書では、同法の適用対象となる行政機関のうち特定秘密の指定を行わないものを、政令で定める旨規定されている。これを受けて、政府は、各機関における指定の見込み等を踏まえ、施行令第2条において、特定秘密の指定権限を有さない行政機関として8機関を規定していることから、令和7年末時点で、特定秘密の指定権限を有する行政機関は20機関に限定されている。

令和7年末時点における同法の適用対象となる行政機関及びその指定権限の有無は、表1のとおりである。

*1 内閣総理大臣がこれら各分野の外部の有識者の意見を聴く場として「情報保全諮問会議」が開催されており、本報告に際し、その第15回会議が令和8年6月1日に開催された。同会議の概要は資料1、構成員は資料2のとおりである。

*2 ここでいう「保有」には、特定秘密に該当する情報を自ら入手し、これを特定秘密として指定する場合と、我が国の安全保障上の必要により、特定秘密保護法第6条の規定に基づき提供を受ける場合がある。一方で、同法第10条（その他公益上の必要による特定秘密の提供）の規定に基づき提供を受けた場合は含まない。

*3 令和2年以降令和7年末までに、カジノ管理委員会の追加（令和2年1月）、新型コロナウイルス感染症対策本部及び国際博覧会推進本部の追加（同年11月）、新型インフルエンザ等対策推進会議の追加（令和3年4月）、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の削除及びデジタル庁の追加（同年9月）、社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議の削除（令和4年1月）、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の削除（同年4月）、こども家庭庁の追加（令和5年4月）、新型コロナウイルス感染症対策本部の削除（同年9月）、認知症施策推進本部の追加（令和6年1月）、船舶活用医療推進本部の追加（同年6月）、人工知能戦略本部の追加（令和7年9月）がなされた。

表1 特定秘密保護法の適用対象となる行政機関及び指定権限の有無（令和7年末時点）

特定秘密保護法上の行政機関	指定権限	特定秘密保護法上の行政機関	指定権限	特定秘密保護法上の行政機関	指定権限
国家安全保障会議	○	法務省	○	資源エネルギー庁	○
内閣官房	○	出入国在留管理庁	○	国土交通省	
内閣法制局		公安調査庁	○	気象庁	
内閣府	○	外務省	○	海上保安庁	○
国家公安委員会	○	財務省	○	環境省	
警察庁	○	文部科学省		原子力規制委員会	○
金融庁	○	厚生労働省	○	防衛省	○
消費者庁		農林水産省		防衛装備庁	○
総務省	○	水産庁			
消防庁	○	経済産業省	○		

イ 各行政機関に置かれた特定秘密管理者

行政機関の長は、特定秘密の保護に関する業務を管理する者として、関係部局の長等を特定秘密管理者に指名するものとされている（施行令第11条第1項第1号・運用基準Ⅱ2）。令和7年末時点における各行政機関の特定秘密管理者は表2のとおりであり、総数は385人である。

表2に掲げる特定秘密管理者が置かれた部局には、特定秘密を当該時点において取り扱っている部局のほか、将来取り扱う場合に備えて特定秘密管理者を置き、管理体制を整えている部局も含まれている。また、特定秘密を主管する部局のほか、主管した実績やその見込みはないものの、専ら同じ行政機関内の他の部局や他の行政機関から特定秘密の提供を受けるため、管理体制を整えている部局もある。令和6年末時点からの主な変更点として、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和7年法律第42号）*4等の制定に伴い、司令塔たる内閣官房及び実施部門たる内閣府にそれぞれ設置された「内閣サイバー官」（内閣サイバーセキュリティセンター長は廃止）及び「政策統括官（サイバー安全保障担当）」が特定秘密管理者として指定されたほか、警察庁においても、「サイバー警察局長」を特定秘密管理者として追加した。特定秘密管理者385人のうち、令和7年末時点において特定秘密を主管している部局の長等である者は、25人である（表2下線部）。

*4 この法律では、サイバーセキュリティが害された場合における国家及び国民の安全又は国民生活若しくは経済活動への影響の観点から、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿にすることが必要である特定秘密である情報等を重要情報と規定し（同法第2条第2項第1号）、サイバーセキュリティが害された場合に重要情報の管理に関する事務又は業務の実施に重大な支障が生ずるおそれがある一定の電子計算機を、防護対象である重要電子計算機の一類型として定義している（同号及び同項第3号）。

このほか、都道府県警察や適合事業者でも、施行令第12条第1項柱書又は第13条柱書の規定に基づき、国の行政機関と同様、特定秘密の保護に関する業務を管理する者が指名されている（都道府県警察では、全国で部長級職員計48人が指名されている。）。

なお、特定秘密の取扱いは、特定秘密保護法の目的であるところの安全保障上の必要により行われる場合と、内閣府情報保全監察室が行う検証・監察のように、その他の公益上の必要により特定秘密の提供を受け、行われる場合もあり、後者においても、施行令第17条第2号の規定に基づき、その保護に関する業務を管理する者の指名が行われている。

表2 各行政機関に置かれた特定秘密管理者（令和7年末時点）

行政機関	特定秘密管理者（下線を付した者は特定秘密の主管部局の長等）
国家安全保障会議	<u>国家安全保障局長</u> ＜計1人＞
内閣官房	内閣総務官、内閣感染症危機管理監、 <u>国家安全保障局長</u> 、内閣官房副長官補（内政担当）、内閣官房副長官補（外政担当）、 <u>内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）</u> 、内閣広報官、 <u>内閣情報官</u> 、内閣サイバー官、内閣人事局長＜計10人＞
内閣法制局	第一部長、第二部長、第三部長、第四部長、総務主幹＜計5人＞
内閣府	大臣官房総務課長、同公文書管理課長、政策統括官（防災担当）、政策統括官（原子力防災担当）、政策統括官（重要土地担当）、政策統括官（経済安全保障担当）、政策統括官（サイバー安全保障担当）、独立公文書管理監、食品安全委員会事務局長、科学技術・イノベーション推進事務局長、 <u>宇宙開発戦略推進事務局長</u> 、総合海洋政策推進事務局長、国際平和協力本部事務局長＜計13人＞
国家公安委員会	警察庁長官官房国家公安委員会会務官＜計1人＞
警察庁	<u>警備局長</u> 、サイバー警察局長＜計2人＞
金融庁	金融国際審議官、総合政策局長、総合政策局総括審議官、企画市場局長、監督局長、証券取引等監視委員会事務局長、公認会計士・監査審査会事務局長＜計7人＞
消費者庁	次長＜計1人＞
総務省	大臣官房長、自治行政局長、国際戦略局長、情報流通行政局長、 <u>総合通信基盤局長</u> 、サイバーセキュリティ統括官＜計6人＞
消防庁	次長＜計1人＞
法務省	<u>大臣官房秘書課長</u> ＜計1人＞
出入国在留管理庁	総務課長、 <u>出入国管理部長</u> 、在留管理支援部長＜計3人＞
公安調査庁	総務部長、 <u>調査第二部長</u> ＜計2人＞
外務省	<u>大臣官房長</u> 、 <u>総合外交政策局長</u> 、軍縮不拡散・科学部長、 <u>アジア大洋州局長</u> 、南部アジア部長、 <u>北米局長</u> 、中南米局長、 <u>欧州局長</u> 、中東アフリカ局長、アフリカ部長、経済局長、国際協力局長、国際法局長、 <u>領事局長</u> 、 <u>国際情報統括官</u> 、各在外公館長234人＜計249人＞
財務省	大臣官房長、主計局長＜計2人＞
文部科学省	大臣官房人事課長、同総務課長、同会計課長、同政策課長、同国際課長、同文教施設企画・防災部長、総合教育政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長、科学技術・学術政策局長、研究振興局長、研究開発局長、国際統括官＜計13人＞

厚生労働省	大臣官房長、危機管理・医務技術総括審議官<計2人>
農林水産省	大臣官房長<計1人>
水産庁	漁政部長<計1人>
経済産業省	大臣官房長、技術総括・保安審議官、商務・サービス審議官、経済産業政策局長、通商政策局長、貿易経済安全保障局長、イノベーション・環境局長、 <u>製造産業局長</u> 、商務情報政策局長、電力・ガス取引監視等委員会事務局長<計10人>
資源エネルギー庁	次長<計1人>
国土交通省	大臣官房長、政策立案総括審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、上下水道審議官、総合政策局長、不動産・建設経済局長、水管理・国土保全局長、鉄道局長、物流・自動車局長、海事局長、港湾局長、航空局長、国土地理院長<計13人>
気象庁	次長<計1人>
海上保安庁	<u>海上保安監</u> <計1人>
環境省	大臣官房長<計1人>
原子力規制委員会	原子力規制庁長官<計1人>
防衛省	大臣官房長、 <u>防衛政策局長</u> 、 <u>整備計画局長</u> 、人事教育局長、地方協力局長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、 <u>統合幕僚長</u> 、 <u>陸上幕僚長</u> 、 <u>海上幕僚長</u> 、 <u>航空幕僚長</u> 、情報本部長、防衛監察監、各地方防衛局長8人<計22人>
防衛装備庁	<u>長官官房審議官</u> 、 <u>装備政策部長</u> 、 <u>プロジェクト管理部長</u> 、 <u>技術戦略部長</u> 、 <u>調達管理部長</u> 、 <u>調達事業部長</u> 、航空装備研究所長、陸上装備研究所長、艦艇装備研究所長、新世代装備研究所長、防衛イノベーション科学技術研究所長、千歳試験場長、下北試験場長、岐阜試験場長<計14人>

2 令和7年中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 行政機関別の指定件数及びその推移

令和7年中は、指定権限を有する20機関のうち9機関が特定秘密を指定し、総件数は66件であった。行政機関別の内訳は表3のとおりである。指定件数が最も多かったのは防衛省で、45件であった。次いで、警察庁（7件）、内閣官房（5件）となっている。

特定秘密保護法第4条第1項では、指定時には5年を超えない範囲内で有効期間を定めるものとされており、今回新たに指定された66件の特定秘密のうち、海上保安庁が指定した1

件については3年の、これ以外の65件については5年の有効期間が定められた。

運用基準Ⅱ3(3)では、毎年作成する計画や継続的に収集する情報等、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、対象情報の記述は、例えば「令和〇年中に入手した衛星画像情報」のように、期間を区切るなどして、適切に管理できるよう記すものとされている。66件中、年単位等で期間を区切る方法により指定したものは55件であった。

表3 行政機関別の特定秘密の指定件数（令和3年～7年）

行政機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
国家安全保障会議	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
内閣官房	8 (6)	6 (5)	8 (5)	11 (5)	5 (5)
内閣府	0	1 (0)	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	4 (4)	4 (4)	6 (6)	5 (5)	7 (7)
金融庁	0	0	0	0	0
総務省	0	0	1 (0)	0	1 (0)
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0
出入国在留管理庁	0	0	0	0	0
公安調査庁	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
外務省	1 (1)	2 (1)	1 (1)	1 (1)	2 (2)
財務省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	29 (25)	25 (23)	32 (26)	26 (21)	45 (37)
防衛装備庁	1 (0)	2 (0)	1 (1)	1 (0)	2 (0)
合計	49 (42)	44 (37)	53 (43)	48 (36)	66 (55)

(注) 括弧内の数値は、年単位等で期間を区切る方法により指定した件数で、内数。

イ 最も関連性の高い事項別・分野別の指定件数

特定秘密保護法第3条第1項により、各行政機関の長は、同法別表に掲げる事項に該当する情報で、非公知かつ特段の秘匿の必要性のあるものを特定秘密に指定するものとされている

る。同法別表には、特定秘密となり得る23事項が分野別に列挙され、防衛関連の10事項を掲げた第1号、外交関連の5事項を掲げた第2号、特定有害活動の防止関連の4事項を掲げた第3号、テロリズムの防止関連の4事項を掲げた第4号に分かれている。運用基準Ⅱ1(1)では、この23事項の内容を更に限定・細分化した57の「事項の細目」を定めており、これにより、別表該当性の判断を行うこととされている。

令和7年中に指定された特定秘密において、それぞれ該当する「事項の細目」別の内訳（該当する「事項の細目」が2以上ある場合は、最も関連性の高い「事項の細目」により分類*5）は、資料3のとおりである*6。

これを同法別表の分野別に示すと、表4のとおりとなり、最も多い分野は第1号で47件、次いで第2号が10件、第3号が5件、第4号が4件であった。

表4 行政機関別・最も関連性の高い該当分野別の指定件数（令和7年中）

行政機関	指定件数	別表の分野			
		第1号 (防衛関連)	第2号 (外交関連)	第3号 (特定有害活動防止関連)	第4号 (テロリズム防止関連)
国家安全保障会議	1	0	1	0	0
内閣官房	5	0	5	0	0
警察庁	7	0	0	4	3
総務省	1	0	1	0	0
公安調査庁	2	0	0	1	1
外務省	2	0	2	0	0
海上保安庁	1	0	1	0	0
防衛省	45	45	0	0	0
防衛装備庁	2	2	0	0	0
合計	66	47	10	5	4

*5 各行政機関が指定を行うときは、指定書において、その情報がどの「事項の細目」に該当するかを明らかにしている。複数の「事項の細目」に該当する場合には、最も関連性の高い1項目を示した上で、あわせて、該当するその他の項目も明らかにしている。

*6 資料3では、令和7年末時点における「事項の細目」別の指定件数の内数として、同年中における指定件数を記している。

ウ 各行政機関が特定秘密に指定した情報の内容

各行政機関では、令和7年中に、以下の情報を特定秘密に指定した*7。

(7) 国家安全保障会議（1件）

情報の内容	事項の細目	件数
令和7年中に開催した国家安全保障会議の議論の結論に関する情報	2-①	1

(イ) 内閣官房（5件）

情報の内容	事項の細目	件数
令和7年中に決定された内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報	2-⑤	1
令和7年中に内閣情報調査室が行った外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報	2-⑭	1
令和8年中における内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	2-⑯	1
令和7年中における内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報	2-⑰	2

(ウ) 警察庁（7件）

情報の内容	事項の細目	件数
令和7年中に収集・分析により得られた、特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報	3-⑥	1
令和7年中に行った外国の政府等との情報協力業務に関する情報	3-⑦	1
令和7年中に警察の人的情報源等となった者に関する情報	3-⑨	1
令和7年中に作成した海外との連絡に用いる暗号に関する情報	3-⑩	1
令和7年中に策定した特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報	4-①	1
令和7年中に収集・分析により得られた、テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報	4-⑤	2

*7 各情報の事項の細目に記載されている番号は、資料3における分類の番号である。

(エ) 総務省（１件）

情報の内容	事項の細目	件数
在日米軍が使用する周波数に関する情報	２－⑤	１

(オ) 公安調査庁（２件）

情報の内容	事項の細目	件数
令和７年中に特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報	３－⑦	１
令和７年中にテロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報	４－⑥	１

(カ) 外務省（２件）

情報の内容	事項の細目	件数
令和７年中に外国の政府等から提供のあった当該外国政府等との協力の方針又は内容のうち情報通信分野に係る技術的事項に関する情報	２－⑤	１
令和７年中に外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報	２－⑭	１

(キ) 海上保安庁（１件）

情報の内容	事項の細目	件数
令和７年中に行った外国の政府との情報協力業務に関する情報	２－⑭	１

(ク) 防衛省（４５件）

情報の内容	事項の細目	件数
令和６年度中に作成した自衛隊の運用計画等に関する情報	１－③	７
令和７年度中に作成した自衛隊の運用計画等に関する情報	１－③	８
令和７年度中における有事において相手方がサイバー攻撃を行うことを阻止し、又は相手方の戦力の円滑な機能発揮を妨害することを目的とする防衛省・自衛隊の活動に関する情報	１－③	１
令和７年度中に自ら収集した電波情報等の情報	１－⑤	８
令和６年度中に外国の政府等から提供された防衛協力・交流に関する情報	１－⑥	１
令和７年度中に外国の政府等から提供された電波情報等の情報	１－⑥	６
米軍との共同訓練の実施に際し、外国の政府から提供された情報	１－⑥	１

令和6年度中にサイバー分野における協力において外国の政府等から提供された情報	1-⑥	1
令和7年度中にサイバー分野における協力において外国の政府等から提供された情報	1-⑥	1
日豪戦略協議等における安全保障戦略に係る検討に関しオーストラリアから提供された情報	1-⑥	1
イギリス海軍との共同訓練の実施に際しイギリス軍から提供された情報	1-⑥	1
日米豪によるミサイル航跡情報等のリアルタイム共有に関する情報	1-⑥	1
令和7年度中に作成した外国軍隊等の戦力組成を見積もった情報	1-⑦	1
令和7年度中に外国の政府等から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報	1-⑧	1
防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する長期情報見積りに関する情報	1-⑨	1
令和7年度中における防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り（分析評価又は予測）等に関する情報	1-⑨	2
防衛力を構築していくために実施する必要な能力の見積りに関する情報	1-⑩	1
イギリス海軍との共同訓練の実施に際しイギリス軍から提供された情報	1-⑭	1
イスラエルから提供された武器等の仕様、性能等に関する情報	1-⑰	1

(7) 防衛装備庁（2件）

情報の内容	事項の細目	件数
イギリス国防省から提供された暗号に関する情報	1-⑭	1
グローバル戦闘航空プログラム（GCAP）の下で取り扱う情報	1-⑰	1

(2) 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長及び解除等の状況

ア 指定の有効期間の満了及び延長の状況

特定秘密保護法第4条第2項では、有効期間満了時にも指定の要件を満たしている場合は、5年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとされている。令和7年中に指定の有効期間を延長した行政機関は9機関であり、延長した件数は107件であった。延長した件数が最も多かったのは防衛省の53件で、次いで防衛装備庁が17件、内閣官房が16件、警察庁が5件、公安調査庁、外務省及び海上保安庁がそれぞれ4件、国家安全保障会議及び総務省がそれぞれ2件であった。

延長の際に設定された有効期間は、海上保安庁が延長した4件は3年、これ以外の103件は5年であった（26頁脚注24参照）。

延長を行わず、令和7年中に指定の有効期間が満了した件数は0件であった。

イ 指定の理由の点検の状況

特定秘密保護法第3条第1項では、①その情報が同法別表に掲げる事項に該当することのほか、②公になっていないこと、③その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため特に秘匿することが必要であることが、指定の要件とされている。運用基準Ⅲ2(1)では、指定の理由を年1回以上定期的に点検するとともに、必要があるときは臨時に点検し、指定の要件を満たしていないと認めたときは、速やかに指定を解除するものとされている。

点検に当たっては、特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況（要件②関係）や、特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化（要件③関係）等を確認するなどし（例えば、現在も有効な見積り、計画等に関するものであるか、外国政府等との関係を維持する必要があるかなどを確認）、指定の要件の充足性を判断している。行政機関別の令和7年中における点検状況及びその結果は、表5のとおりである。

表5 指定の理由の点検の状況（令和7年中）

行政機関	実施時期	点検件数	点検結果
国家安全保障会議	12月	12件	指定の要件を満たしていることを確認した。
内閣官房	6月	1件	同上
	10月	1件	
	11月	121件	
	12月	11件	
内閣府	7月	1件	同上
警察庁	11月	61件	同上
総務省	3月	2件	同上
	12月	11件	
法務省	12月	1件	同上
出入国在留管理庁	6月	1件	同上
公安調査庁	12月	38件	同上
外務省	6月	3件	同上
	8月	3件	
	11月	2件	
	12月	45件	
経済産業省	10月	4件	同上
海上保安庁	12月	26件	同上
防衛省	1月	7件	同上
	2月	23件	
	3月	3件	
	4月	1件	
	5月	1件	
	6月	24件	
	7月	218件	
	8月	74件	
	9月	4件	
	10月	12件	
	11月	12件	
	12月	165件	
防衛装備庁	3月	1件	同上
	6月	10件	
	7月	1件	
	8月	11件	
	9月	7件	
	12月	13件	

(注) 令和7年中の遅い時期に指定したものなど、指定の時期によって同年中の点検対象とされていない特定秘密が警察庁で3件、外務省で1件、防衛省で13件、防衛装備庁で1件ある。

ウ 指定の解除の状況

特定秘密保護法第4条第1項では、指定の要件が充足されているかどうかを定期的に確認するため、指定に際しては5年以内の有効期間を定め、指定の要件を欠くに至った場合は、同条第7項の規定により有効期間内であっても速やかに指定を解除するものとされている。

令和7年中に特定秘密の指定を解除した件数は、全体で0件であった。

以上のほか、外務省で、

- 拉致問題に関する情報（2-①） 1件
- 日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報（2-①） 1件
- 周辺有事に関する外国の政府との協議内容に関する情報（2-①） 1件
- 東シナ海の領域の保全及び権益の確保に関する情報（2-②） 1件
- 北方領土問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報（2-②） 1件
- 大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報（2-⑤） 1件
- 北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報（2-⑬） 1件
- 日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報（2-⑭） 1件

の8件について、また、防衛省で、

- 自衛隊の運用計画等に関する情報（1-④） 1件
- サイバー攻撃等に対する防衛省・自衛隊の活動に関する情報（1-③） 1件

の2件について、さらに、防衛装備庁で、

○ イギリス等外国の政府との間の共同研究等において提供される情報（1-⑯） 2件
の2件について、対象情報を適切に管理できるよう、指定の有効期間を区切るため、それぞれ、指定の一部を解除した*8。

(3) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況

特定秘密である情報又は特定秘密であった情報が記録された行政文書についても、公文書管理法の規定が適用される。よって、その保存期間満了時には、同法に基づく移管又は廃棄が行われる。

令和7年中に、以前に特定行政文書ファイル等であったものを、同法に基づき国立公文書館その他の施設に移管した件数、及びそれらを廃棄した件数は、いずれも0件であった。

また、令和7年中、内閣官房では、

- 情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報
- 内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報

に係る特定行政文書ファイル等2件を廃棄し、公安調査庁では、

*8 指定した特定秘密の一部について、指定の要件を欠くに至ったときは、元の指定を維持したまま、当該特定秘密の指定の一部を解除するものとしている（運用基準Ⅲ2(2)）。

- 外国の政府等との情報協力業務
- 人的情報収集に関する情報

に係る特定行政文書ファイル等6件を廃棄し、総廃棄件数は8件であった*9*10。

令和7年中に緊急廃棄*11された文書の件数は、全体で0件であった。

なお、令和7年6月に、衆議院情報監視審査会から各行政機関に対し、特定秘密が記録された保存期間が1年未満の行政文書の令和6年中における廃棄状況に関する資料の提出の求めがあり、全体で798,090件の「別途、正本が管理されている行政文書の写し」等*12を廃棄したことを示す資料を提出した。

(4) 違反行為に関する通報*13の状況

運用基準V4では、特定秘密の取扱いの業務を行う者（若しくは過去に行っていた者又は法令の規定に基づき提供された特定秘密を知得した者）が、法令に違反した特定秘密の指定等の事例を認知した場合に、その旨の通報を行うことができるよう、内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、通報の受付及び処理を行う窓口を設けることとされている*14（適性評価については別の苦情受理窓口を設置）。

令和7年中にこれらの通報窓口寄せられた通報の件数は0件であった。

*9 特定行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、内閣府独立公文書管理監による保存期間満了時の措置の検証・監察で廃棄が妥当と認められるとともに、公文書管理法に基づき内閣総理大臣の同意を得なければならない（行政文書の管理に関するガイドラインの細目等を定める公文書管理課長通知（令和4年2月10日内閣府大臣官房公文書管理課長）「1-6 行政文書の保存期間の延長、移管、廃棄について」6.(2)）。

*10 内閣府独立公文書管理監による保存期間満了時の措置（廃棄）を妥当とする旨の通知は、内閣官房の2件については令和5年3月22日及び令和6年3月12日に、公安調査庁の6件については令和6年3月12日にそれぞれ行われた。

*11 特定秘密である情報が記録された文書、図画、物件等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕などの方法による当該文書等の廃棄をいう（施行令第11条第1項第10号）。

*12 「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）第4-3(6)において、保存期間を1年未満とすることができる行政文書の類型が例示されている。

*13 この通報は、「特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと料するとき」に行うものと運用基準に定められていたが、参議院情報監視審査会の年次報告書（令和5年6月）において、「海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案に係る防衛省への情報提供は、運用基準に定められた通報として処理されなかった。（※中略）特定秘密の漏えいについても情報提供を受け付けるよう、制度の改善を検討すること」と指摘されたことを受け、令和6年1月から、それ以外の特定秘密の漏えいを含む特定秘密保護法等に従っていないと料される行為に係る通報があった場合も、従前の通報の対象に準じて当該窓口で処理することとしており、令和7年12月の運用基準の見直しに際して、その旨を運用基準に明記した（運用基準V4(1)）。

*14 内閣府独立公文書管理監に対する通報は、各行政機関で調査を行わない旨の通知又は調査結果の通知を受けた後でなければ、原則行うことができない。ただし、行政機関に通報すれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合等は、この限りでない（運用基準V4(2)イ(イ)）。

(5) 適性評価の実施の状況

ア 行政機関別の適性評価の実施件数及びその推移

特定秘密保護法第11条及び第12条では、特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行うことが見込まれる行政機関の職員等及び適合事業者*15の従業者について、各行政機関がその漏えいのおそれの有無に関する評価（適性評価）を実施し、そのおそれがないと認められた者に限って行わせることとされている。

令和7年中に適性評価を実施した行政機関は、同法の適用対象となる28機関のうち26機関であり*16、その件数は全体で64,939件であった*17。このうち、国の行政機関又は都道府県警察の職員を対象としたものは63,062件*18、適合事業者の従業者を対象としたものは1,877件であった。行政機関別の内訳は、表6のとおりである。実施件数が最も多かったのは防衛省（59,483件）で、次いで防衛装備庁（1,569件）、警察庁（都道府県警察分を含む。1,392件）、内閣官房（956件）、外務省（499件）となっている。

前年（35,839件）と比べて実施件数が大きく増加しているが、これは、特定秘密保護法の適性評価に関する規定が平成27年12月1日に施行されたことに伴い、最初の適性評価が平成27年中に一斉に実施されたことにより、5年ごとに、それらの有効期間の満了時期が到来するからである。

以上のうち、5件*19については特定秘密を漏らすおそれがないとは認められなかった（全て行政機関の職員を対象としたもの）。

*15 適合事業者としては、自衛隊の装備品の製造や修理を行う防衛産業の企業や情報収集衛星を製造する企業などがある。

*16 適性評価を実施するのは特定秘密を指定している行政機関に限られず、特定秘密保護法第6条第1項又は第7条第1項の規定により他機関から特定秘密の提供を受ける行政機関も含まれる。

*17 適性評価の実施件数は、結果を評価対象者に通知した件数を計上しており、評価対象者の同意が得られず実施されなかったり、同意の取下げ等により手続が中止されたりしたものは含まれない。

*18 適性評価を経て特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者が人事異動等により別の行政機関の職員となり、そこでも特定秘密の取扱いの業務を行う場合、改めて当該行政機関の長による適性評価を受けることになるが、その場合においては、適性評価を実施したそれぞれの各行政機関において実施件数を計上した。

*19 5件の行政機関別の内訳は、関係者のプライバシーへの配慮から、明らかにできない。

表6 行政機関別の適性評価の実施件数（令和3年～7年）

行政機関	令和3年			令和4年			令和5年		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
国家安全保障会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣官房	622	370	252	600	367	233	767	511	256
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	48	48	0	61	61	0	54	54	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	975	975	0	1,050	1,050	0	1,007	1,007	0
警察庁	217	217	0	214	214	0	228	228	0
都道府県警察	758	758	0	836	836	0	779	779	0
金融庁	3	3	0	3	3	0	2	2	0
消費者庁	7	7	0	0	0	0	9	9	0
総務省	18	18	0	61	61	0	31	31	0
消防庁	11	11	0	12	12	0	15	15	0
法務省	7	7	0	6	6	0	7	7	0
出入国在留管理庁	15	15	0	12	12	0	10	10	0
公安調査庁	69	69	0	78	78	0	81	81	0
外務省	290	269	21	286	284	2	354	348	6
財務省	74	74	0	96	96	0	96	96	0
文部科学省	50	46	4	36	31	5	16	12	4
厚生労働省	1	1	0	19	19	0	35	35	0
農林水産省	5	5	0	19	19	0	12	12	0
水産庁	15	15	0	14	14	0	49	49	0
経済産業省	53	53	0	65	65	0	55	55	0
資源エネルギー庁	6	6	0	7	7	0	7	7	0
国土交通省	36	36	0	30	30	0	33	33	0
気象庁	8	8	0	8	8	0	6	6	0
海上保安庁	186	186	0	222	222	0	266	266	0
環境省	10	10	0	7	7	0	8	8	0
原子力規制委員会	0	0	0	9	9	0	8	8	0
防衛省	24,376	23,987	389	19,857	19,694	163	20,403	20,060	343
防衛装備庁	717	266	451	1,025	274	751	1,238	296	942
合計	27,602	26,485	1,117	23,583	22,429	1,154	24,569	23,018	1,551

行政機関	令和6年			令和7年		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
国家安全保障会議	0	0	0	0	0	0
内閣官房	677	498	179	956	582	374
内閣法制局	1	1	0	1	1	0
内閣府	113	113	0	111	111	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察庁	1,029	1,029	0	1,392	1,392	0
警察庁	261	261	0	404	404	0
都道府県警察	768	768	0	988	988	0
金融庁	9	9	0	6	6	0
消費者庁	6	6	0	5	5	0
総務省	59	59	0	48	48	0
消防庁	14	14	0	12	12	0
法務省	7	7	0	7	7	0
出入国在留管理庁	16	16	0	10	10	0
公安調査庁	68	68	0	78	78	0
外務省	368	365	3	499	489	10
財務省	131	131	0	134	134	0
文部科学省	9	9	0	24	24	0
厚生労働省	14	14	0	28	28	0
農林水産省	30	30	0	32	32	0
水産庁	46	46	0	32	32	0
経済産業省	62	62	0	78	78	0
資源エネルギー庁	11	11	0	22	22	0
国土交通省	96	96	0	89	89	0
気象庁	5	5	0	8	8	0
海上保安庁	234	234	0	295	295	0
環境省	9	9	0	14	14	0
原子力規制委員会	15	15	0	6	6	0
防衛省	32,302	32,005	297	59,483	59,059	424
防衛装備庁	508	146	362	1,569	500	1,069
合計	35,839	34,998	841	64,939	63,062	1,877

イ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数

特定秘密保護法第12条第3項において、適性評価は、評価対象者に対し、

- ① 同条第2項各号に掲げる7事項*20について調査を行う旨
- ② 調査に必要な範囲で、本人若しくは関係者に対する質問、本人に対する資料の提出の求め又は公務所若しくは公私の団体に対する照会を行うことがある旨
- ③ 同条第1項第3号に該当する者*21として手続を行おうとする場合は、その旨

を告知した上で、その同意を得て実施するものとされており、評価対象者が同意しない限り、行政機関の長は適性評価を実施することはできない。

令和7年中に評価対象者が適性評価の実施について同意をしなかった件数は全体で22件であり、その内訳は、表7のとおり、内閣府が1件（職員）、外務省が1件（職員）、経済産業省が2件（職員）、海上保安庁が2件（職員）、防衛省が14件（職員13件、従業者1件）、防衛装備庁が2件（従業者）であった。

また、運用基準IV 4 (4)アにおいて、この同意は、同意書を提出した後から適性評価の結果が通知されるまでの間、取り下げることができるものとされている。

令和7年中に同意が取り下げられた件数は全体で0件であった。

ウ 適性評価に関する苦情申出の状況及び改善事例

特定秘密保護法第14条第1項において、評価対象者は、通知された適性評価の結果その他当該対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができるものとされている。また、運用基準IV 8 (4)ウにおいて、苦情処理の結果、適性評価の手続等が法令若しくは運用基準の規定に違反し、又は適正を欠いていると認めるときは、苦情処理責任者は、適性評価実施責任者に改善を求めるものとしている。

令和7年中における適性評価に関する苦情申出の件数及び改善事例の報告件数は、いずれも全体で0件であった。

*20 特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、薬物の濫用及び影響に関する事項、精神疾患に関する事項、飲酒についての節度に関する事項及び信用状態その他の経済的な状況に関する事項を指す。

*21 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるものを指す。

表7 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数（令和3年～7年）

行政機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
内閣官房	0	0	1	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	1	0	1
警察庁	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0
消費者庁	0	0	2	0	0
総務省	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0
出入国在留管理庁	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0
外務省	0	0	0	1	1
財務省	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	1	0	0
経済産業省	0	0	0	0	2
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
国土交通省	0	0	1	0	0
気象庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	2
環境省	0	0	0	0	0
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	3	2	16	13	14
防衛装備庁	0	0	1	0	2
合計	3	2	23	14	22

(注) 令和5年中の防衛装備庁の1件並びに令和7年中の防衛省の14件のうち1件及び防衛装備庁の2件については適合事業者の従業者であり、それ以外は全て行政機関の職員である。

3 令和7年末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 行政機関別の指定件数及びその推移並びに指定の解除等の総件数

令和7年末時点において、指定権限を有する20の行政機関のうち特定秘密を指定しているのは13機関であり、指定されている特定秘密の件数は全体で計854件であった。

これは、令和6年末時点の件数は788件であったところ、令和7年中に、新たに指定された66件が加わったもので、指定が解除されたり、指定の有効期間が満了となったものはなかった。行政機関別の内訳は、表8及び図（表8関係）のとおりである。

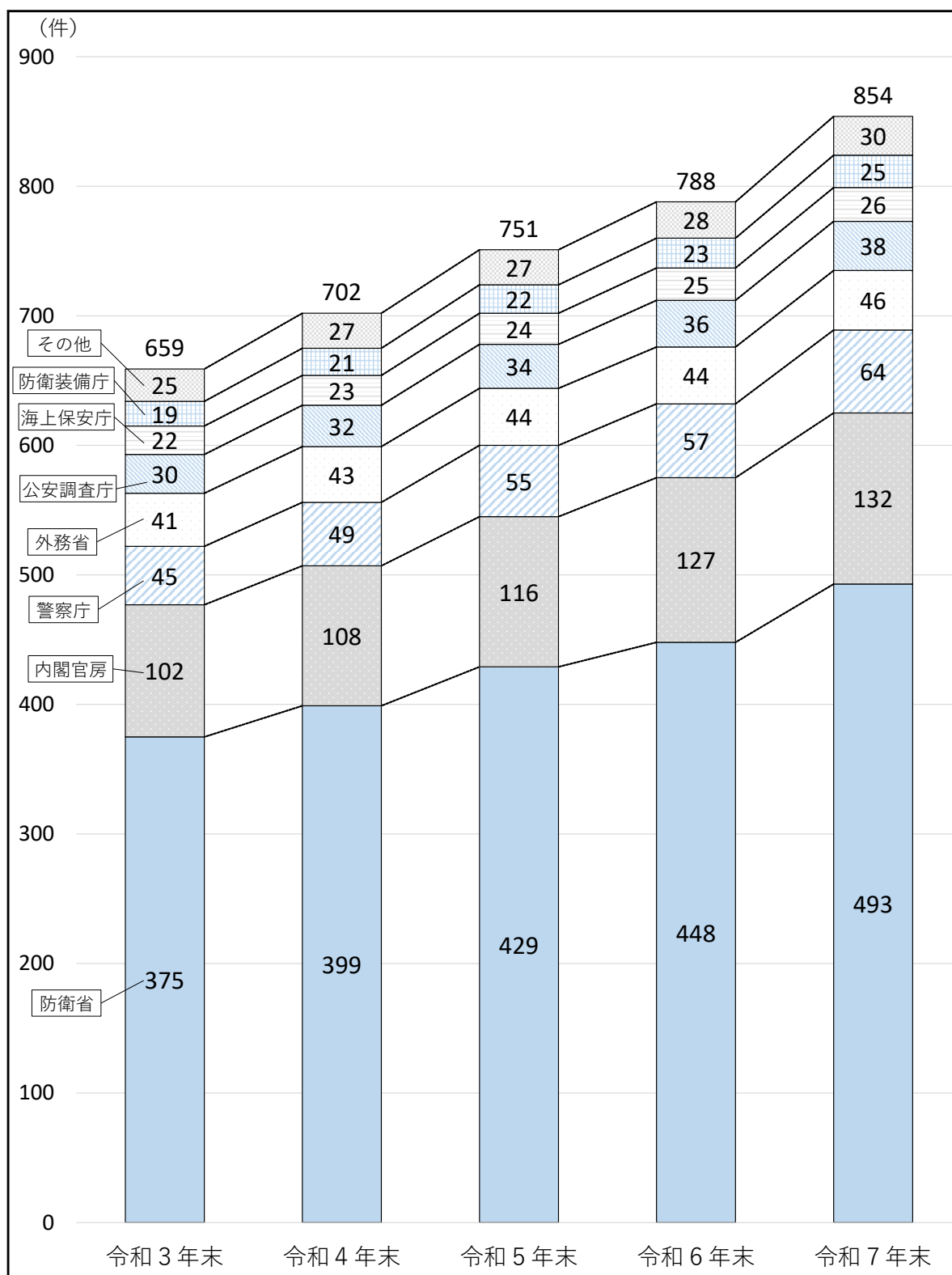
行政機関ごとの件数を見ると、最も多いのは防衛省で493件である。次いで内閣官房（132件）、警察庁（64件）、外務省（46件）となっている。

表9のとおり、特定秘密保護法が施行された平成26年12月10日から令和7年末までの間に行われた指定の総件数は924件であり、その間に26件の指定が解除され、44件の有効期間が満了した。これにより、令和7年末時点の総件数が854件となったものである（同期間中における有効期間の延長の総件数は延べ1,038件）。

表8 毎年末時点における行政機関別の特定秘密の指定件数（令和3年～7年）

行政機関	令和3年末 時点	令和4年末 時点	令和5年末 時点	令和6年末 時点	令和7年末 時点
国家安全保障会議	8	9	10	11	12
内閣官房	102	108	116	127	132
内閣府	0	1	1	1	1
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	45	49	55	57	64
金融庁	0	0	0	0	0
総務省	11	11	10	10	11
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	1	1	1	1	1
出入国在留管理庁	1	1	1	1	1
公安調査庁	30	32	34	36	38
外務省	41	43	44	44	46
財務省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0
経済産業省	4	4	4	4	4
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	22	23	24	25	26
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	375	399	429	448	493
防衛装備庁	19	21	22	23	25
合計	659	702	751	788	854

図（表 8 関係） 毎年末時点における行政機関別の特定秘密の指定件数（令和 3 年～ 7 年）



(注) 「その他」は、国家安全保障会議、内閣府、総務省、法務省、出入国在留管理庁及び経済産業省。

表9 法施行日以降に行った特定秘密の指定並びに指定の解除、満了及び延長の総件数
(令和7年末時点)

行政機関	総指定件数	総解除件数	総満了件数	総延長件数
国家安全保障会議	12	0	0	11
内閣官房	132	0	0	162
内閣府	1	0	0	0
警察庁	74	4	6	65
総務省	13	2	0	13
法務省	1	0	0	2
出入国在留管理庁	1	0	0	2
公安調査庁	38	0	0	42
外務省	52	6	0	76
経済産業省	4	0	0	8
海上保安庁	26	0	0	50
防衛省	544	13	38	573
防衛装備庁	26	1	0	34
合計	924	26	44	1,038

(注1) 指定した特定秘密の一部について指定の要件を欠くに至り、元の指定を維持したままその一部を解除した場合は、「総解除件数」に計上していない。

また、指定の有効期間が満了するときに、その一部が指定の要件を満たさなくなり、当該一部については指定の有効期間を延長せず、残余部分について指定の有効期間を延長した場合は、「総満了件数」には計上せず、「総延長件数」に計上した。

(注2) 複数回延長がなされている場合は、「総延長件数」に重複して計上した。

イ 最も関連性の高い事項別・分野別の指定件数

令和7年末時点で指定されている特定秘密の、該当する「事項の細目」（特定秘密保護法別表に掲げられた23の指定対象事項の内容を、運用基準Ⅱ1(1)において更に限定・細分化したもの）別の内訳（該当する「事項の細目」が2以上ある場合は、最も関連性の高い「事項の細目」により分類*22）は、資料3のとおりである。

これを同法別表の分野別に示すと表10のとおりとなり、最も該当の多い分野は防衛関連の第1号の518件で、次いで外交関連の第2号が237件、特定有害活動の防止関連の第3号が59件、テロリズムの防止関連の第4号が40件である。その推移は、表11及び図（表11関係）のとおりである。

*22 各行政機関が指定を行うときは、指定書において、その情報がどの「事項の細目」に該当するかを明らかにしているが、複数の「事項の細目」に該当する場合には、最も関連性の高い1項目を示した上で、あわせて、該当するその他の項目も明らかにしている（7頁脚注5参照）。

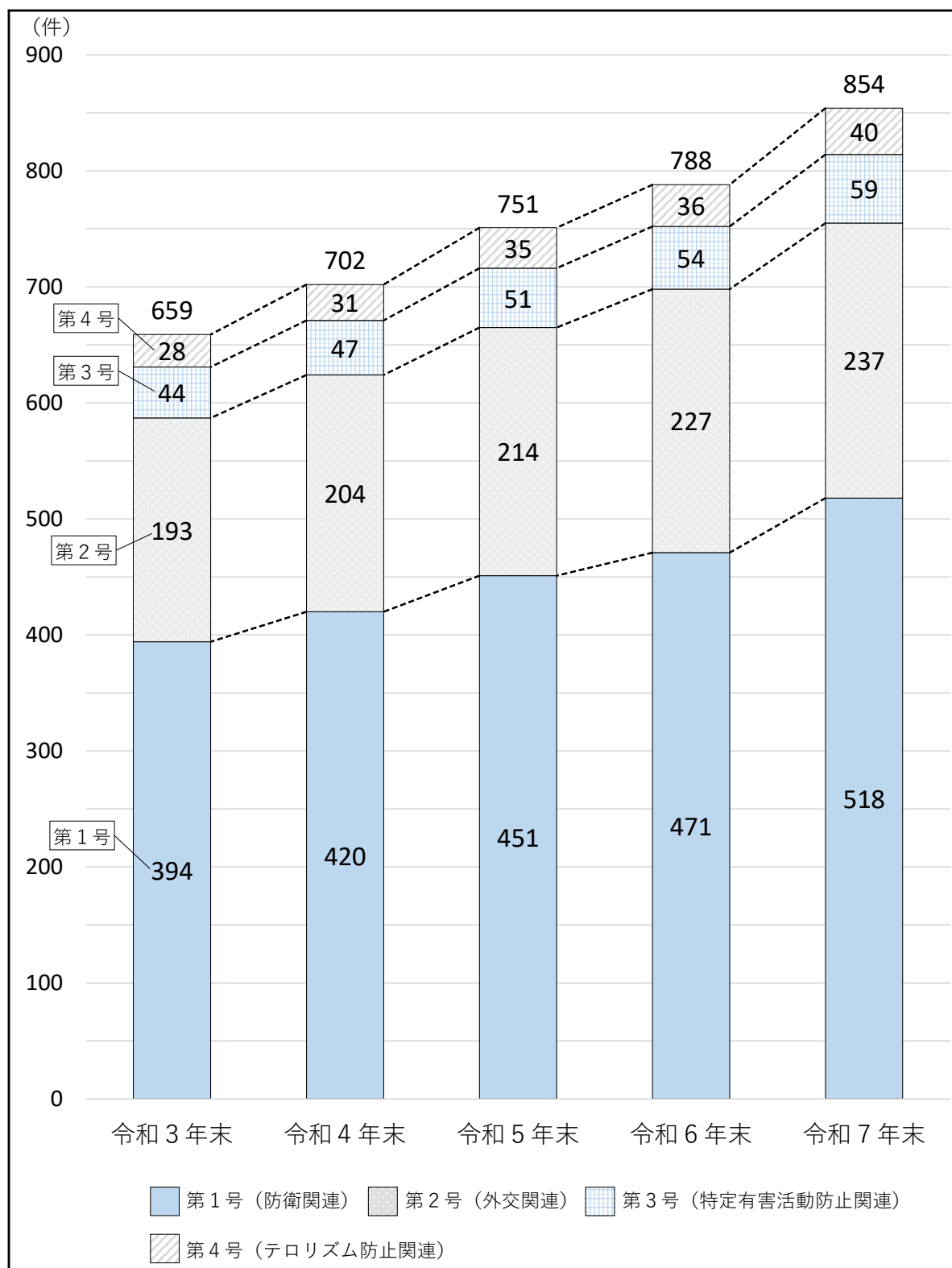
表10 行政機関別の最も関連性の高い分野別の特定秘密の指定件数（令和7年末時点）

行政機関	指定件数	別表の分野			
		第1号 (防衛関連)	第2号 (外交関連)	第3号 (特定有害活動防止関連)	第4号 (テロリズム防止関連)
国家安全保障会議	12	0	12	0	0
内閣官房	132	0	131	0	1
内閣府	1	0	1	0	0
警察庁	64	0	0	39	25
総務省	11	0	11	0	0
法務省	1	0	1	0	0
出入国在留管理庁	1	0	1	0	0
公安調査庁	38	0	6	20	12
外務省	46	0	44	0	2
経済産業省	4	0	4	0	0
海上保安庁	26	0	26	0	0
防衛省	493	493	0	0	0
防衛装備庁	25	25	0	0	0
合計	854	518	237	59	40

表11 毎年末時点における最も関連性の高い分野別の指定件数（令和3年～7年）

		令和3年末 時点	令和4年末 時点	令和5年末 時点	令和6年末 時点	令和7年末 時点
法別表 の分野	第1号(防衛関連)	394	420	451	471	518
	第2号(外交関連)	193	204	214	227	237
	第3号(特定有害活動防止関連)	44	47	51	54	59
	第4号(テロリズム防止関連)	28	31	35	36	40
合計		659	702	751	788	854

図（表11関係） 毎年末時点における最も関連性の高い分野別の指定件数
（令和3年～7年）



ウ 情報の類型別の指定の状況

令和7年末時点において指定されている特定秘密の類型で多いものは、暗号に関する情報が119件、情報収集衛星に関する情報が115件、武器等の仕様、性能等に関する情報が81件である。これら3類型の情報の指定件数を合計すると281件となる（このうち、暗号に関する情報と情報収集衛星に関する情報に重複するものが34件ある。）。

エ 有効期間別・通算の有効期間*23別の指定件数

特定秘密保護法第4条第1項では、特定秘密の指定をするときは、5年以内の有効期間を定めるものとされ、運用基準Ⅱ4(1)において、当該情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとされている。

令和7年末時点において指定されている特定秘密854件のうち、5年の有効期間が設定されたものが836件と最も多く、このほか3年とされたものが13件、さらに、有効期間満了日を年度末とするため2年3月とされたものが5件あった*24。

指定当初からの通算の有効期間別で見ると、表12のとおり、5年未満であるものが2件、5年以上10年未満であるものが251件、10年以上15年未満であるものが211件、15年以上であるものが390件となる。

表12 指定当初からの通算有効期間別の指定件数（令和7年末時点）

通算有効期間	件数	通算有効期間	件数	通算有効期間	件数
1年未満	0	7年以上8年未満	0	14年以上15年未満	1
1年以上2年未満	0	8年以上9年未満	0	15年以上16年未満	389
2年以上3年未満	0	9年以上10年未満	3	16年以上17年未満	1
3年以上4年未満	2	10年以上11年未満	198		
4年以上5年未満	0	11年以上12年未満	5		
5年以上6年未満	245	12年以上13年未満	3		
6年以上7年未満	3	13年以上14年未満	4		

*23 通算の有効期間とは、最初に指定した時期から最新の指定の有効期間が満了する時期までの期間のことである。例えば、特定秘密保護法施行時の平成26年12月に指定し、5年の有効期間を設定した特定秘密で、5年後の令和元年12月に有効期間を5年延長し、さらに令和6年12月に再度5年延長したものは、現在の有効期間の満了時期は令和11年12月であり、通算の有効期間は平成26年12月から令和11年12月までの15年となる。

*24 海上保安庁が、外国の政府との情報協力業務に関する情報（2-⑭）について、3年の有効期間を設定した。また、防衛省が、暗号に関する情報（1-⑭）について、2年3月の有効期間を設定した。月単位で設定したのは、暗号の運用停止が予定されている年の年度末を有効期間の満了日とするためである。

オ 指定の解除条件の設定等の状況

運用基準Ⅱ 3 (3) 及び(4)において、特定秘密指定書*25における対象情報の記述は、必要に応じ、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにし、また、指定しようとする情報が、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を指定の理由の中で明らかにするものとされている。

令和7年末時点において指定されている特定秘密854件のうち、指定を解除すべき条件を設定しているのは208件であった*26。

また、運用基準Ⅲ 2 (3)において、特定秘密である情報を特定秘密の要件を満たさない情報に編集又は加工し、これを公表することが公益上必要と認めるときは、これを速やかに行うものとされている。

内閣官房では、国内における大規模な被害を伴う災害や事故等の発生に際し、情報収集衛星の画像が被災等の状況の早期把握や被災者等の迅速な救助・避難等に資すると判断された場合には、その加工処理画像を内閣官房のウェブサイトに掲載するなどして、国民に公開している*27。

*25 指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように具体的に記述するとともに、指定の理由を記すものとされている（運用基準Ⅱ 3 (2)）。

*26 解除すべき条件を設定している情報の類型及びその解除条件は、次のとおりである。

- 暗号に関する情報114件（内閣官房34件、警察庁2件、防衛省76件及び防衛装備庁2件）：当該暗号装置の運用を終了し、かつ、他の運用中の暗号を推察されるおそれがなくなったと確認されたときなど
- 内閣官房から特定秘密保護法施行前に提供を受けていた衛星画像関連情報58件（警察庁11件、法務省1件、出入国在留管理庁1件、公安調査庁6件、外務省19件、経済産業省4件、海上保安庁14件及び防衛省2件）：内閣官房における指定の有効期間が満了したとき又は指定が解除されたとき
- 在日米軍が使用する周波数に関する情報11件（総務省）：在日米軍より特段の扱いを求められなくなったとき
- 外国の政府等との共同研究に関する取決め等に基づき提供される情報16件（外務省1件、防衛省6件及び防衛装備庁9件）：当該外国の政府等において我が国の特定秘密に相当する秘密区分の指定が解除されたとき
- テロリズムの防止に関して収集した情報8件（警察庁）：対象団体・個人のテロリズムの実行の意思・能力を踏まえ、これらに対して特段の措置を講ずる必要がないことが確認されたとき
- 部隊の戦術又は運用に関する情報1件（警察庁）：当該部隊の戦術を用いることがなくなり、又は当該部隊の運用を行うことがなくなったとき

*27 例えば、令和7年3月岩手県大船渡市の林野火災、令和6年能登半島地震、令和2年7月豪雨、令和元年東日本台風、平成30年北海道胆振東部地震、平成29年7月九州北部豪雨等の被災地域等の加工処理画像を公開している。

カ 各行政機関が特定秘密に指定した情報の内容

各行政機関では、令和7年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定している*28。

(7) 国家安全保障会議（12件）

情報の内容	事項の細目	件数
国家安全保障会議の議論の結論に関する情報	2-①	12

(イ) 内閣官房（132件）

情報の内容	事項の細目	件数
我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容に関する情報	2-①	3
外部からの侵略等の脅威に対して我が国及び国民を守るために政府がとる中長期の政策に関する情報	2-①	1
国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報	2-②	1
特定の外国等についての安全保障上の基本的事項に関する情報	2-④	4
内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報	2-⑤	12
領域保全の措置及び方針に関する情報	2-⑫	2
内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報	2-⑭	12
内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	2-⑯	24
情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報	2-⑯	14
内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報	2-⑯	24
情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報	2-⑰	34
国際テロ情報の収集のために用いられる暗号等に関する情報	4-⑧	1

(ウ) 内閣府（1件）

情報の内容	事項の細目	件数
日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定により、アメリカ合衆国国防省から提供された宇宙領域に係る秘密軍事情報	2-⑭	1

*28 各情報に記載されている事項の細目の番号は、資料3における分類の番号である。

(エ) 警察庁 (64件)

情報の内容	事項の細目	件数
特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報	3-⑥	8
外国の政府等との情報協力業務に関する情報	3-⑦	12
内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	3-⑨	11
警察の人的情報源等となった者に関する情報	3-⑨	6
海外との連絡に用いる暗号に関する情報	3-⑩	2
特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報	4-①	5
テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報	4-⑤	20

(オ) 総務省 (11件)

情報の内容	事項の細目	件数
在日米軍が使用する周波数に関する情報	2-⑤	11

(カ) 法務省 (1件)

情報の内容	事項の細目	件数
領域保全の措置及び方針に関する情報	2-⑫	1

(キ) 出入国在留管理庁 (1件)

情報の内容	事項の細目	件数
領域保全の措置及び方針に関する情報	2-⑫	1

(ク) 公安調査庁 (38件)

情報の内容	事項の細目	件数
内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務に関する情報	2-⑤	1
内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	2-⑯	5

特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報	3-⑥	4
特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報	3-⑦	12
人的情報収集に関する情報	3-⑨	4
テロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報	4-⑥	12

(ケ) 外務省 (46件)

情報の内容	事項の細目	件数
拉致問題に関する情報	2-①	1
日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報	2-①	1
周辺有事に関する外国の政府との協議内容に関する情報	2-①	1
我が国の安全保障政策についての基本的事項に係る検討の内容に関する情報	2-①	1
東シナ海の領域の保全及び権益の確保に関する情報	2-②	1
北方領土問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報	2-②	1
内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報	2-⑤	4
大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報	2-⑤	1
外国の政府等から提供のあった当該外国政府等との協力の方針又は内容のうち情報通信分野に係る技術的事項に関する情報	2-⑤	1
北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報	2-⑬	1
外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報	2-⑭	12
内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報	2-⑭	4
日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報	2-⑭	1
内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	2-⑰	11
公電の秘匿等に用いる暗号に関する情報	2-⑰	3
国際テロリズムに関して外国の政府等から総合外交政策局に対し提供のあった情報	4-⑥	1
国際テロリズムに関する人的情報収集に関する情報	4-⑧	1

(コ) 経済産業省（4件）

情報の内容	事項の細目	件数
内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	2-⑯	4

(カ) 海上保安庁（26件）

情報の内容	事項の細目	件数
内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報	2-⑤	2
外国の政府との情報協力業務に関する情報	2-⑭	12
内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報	2-⑭	1
内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	2-⑯	11

(ク) 防衛省（493件）

防衛省では、特定秘密保護法の施行時に旧防衛秘密*29の246件が特定秘密として指定されたものとみなされたところ、令和7年末までに、そのうち9件の指定が解除され、36件の指定の有効期間が満了した結果、同年末時点においては以下の201件となっている。

情報の内容	事項の細目	件数
自衛隊の運用計画等に関する情報	1-②	7
	1-③	10
	1-④	22
電波情報、画像情報等に関する情報	1-⑤	15
	1-⑥	10
	1-⑦	1
	1-⑧	5
防衛力の整備計画等に関する情報	1-⑨	3
	1-⑩	5
	1-⑪	2
防衛の用に供する通信網の構成に関する情報	1-⑬	1

*29 特定秘密保護法附則第5条では、同法の施行前に、改正前の自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づいて防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、特定秘密保護法の施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる旨規定されている。これによりみなし指定された246件の旧防衛秘密は、平成14年11月以降の5年間で212件が、平成19年11月以降の5年間で17件が、平成24年11月以降、同法の施行日の前日（平成26年12月9日）までに17件が指定されていた。

防衛の用に供する暗号に関する情報	1-⑭	63
武器等の仕様、性能等に関する情報	1-⑮	54
	1-⑯	3

以上の旧防衛秘密に加え、防衛省では、同年末時点において、以下の292件の情報を特定秘密として指定している。

情報の内容	事項の細目	件数
防衛出動等、我が国の安全を確保するための自衛隊の行動に関する情報	1-③	1
サイバー攻撃等に対する防衛省・自衛隊の活動に関する情報	1-③	2
自衛隊の運用計画等に関する情報	1-③	55
国家安全保障戦略に基づく指針・施策等を実施していくための検討の内容に関する情報	1-③	2
自衛隊の運用についての外国の軍隊との運用協力に関する情報	1-④	2
内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	1-⑤	1
自ら収集した電波情報等の情報	1-⑤	85
外国の政府等から提供された電波情報等の情報	1-⑥	71
電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府等から提供された電波情報等の情報を分析して得られた情報	1-⑦	11
外国の政府等から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報	1-⑧	11
防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報	1-⑨	24
防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り等に関する情報	1-⑩	6
防衛力の整備に関する見積り等であって外国の政府等との防衛協力に関する情報	1-⑪	1
防衛の用に供する暗号に関する情報	1-⑭	15
武器等の仕様、性能等に関する情報	1-⑮	2
外国の政府等から提供された武器等の仕様、性能等に関する情報	1-⑯	2
外国の政府等から提供された情報及び当該情報を分析して得られた情報	1-⑳	1

(入) 防衛装備庁 (25件)

情報の内容	事項の細目	件数
オーストラリアから提供される共同開発・生産に係る調査のための情報	1-⑥	1
防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報	1-⑨	2
防衛の用に供する暗号に関する情報	1-⑭	2
自衛隊の弾道ミサイル防衛用誘導弾等の仕様、性能等に関する情報	1-⑮	12
イギリス等外国の政府との間の共同研究等において提供される情報	1-⑯	5
次期戦闘機の戦術データリンクに係る検討のためにアメリカから提供された情報等の情報	1-⑰	1
戦車の能力向上の検討のためにドイツから提供された情報	1-⑰	1
グローバル戦闘航空プログラム (GCAP) の下で取り扱う情報	1-⑰	1

(2) 特定秘密が記録された行政文書の保有件数

本報告に際し、特定秘密が記録された行政文書の保有件数を、行政機関ごとに集計した*30。令和7年末時点での保有件数は803,358件であり*31、令和6年末時点と比べ58,584件増加した。行政機関別の内訳は、表13及び図(表13関係)のとおりである。同一行政機関内で同一の内容のものを複数保有している場合は、1件として計上している。他方、他の行政機関に提供されたものについては、提供元機関と提供先機関でそれぞれ1件ずつ計上している。

このうち、特定秘密が記録された行政文書を1,000件以上保有する行政機関は8機関あり、多い順に防衛省(294,707件)、内閣官房(197,534件)、外務省(176,985件)、警察庁(58,695件。都道府県警察の保有分を含む。)、公安調査庁(36,658件)、海上保安庁(33,746件)、国土交通省(3,861件)、防衛装備庁(1,067件)であった。

各行政機関ともに、情報収集衛星関連の情報が記録された文書の占める割合が大きいため、前年と比べた増減の状況も、当該情報が記録された文書の増減数による影響が大きくなっている。

*30 特定秘密は、指定をした行政機関から他の行政機関に対して提供されることがある(特定秘密保護法第6条第1項、第7条第1項又は第10条第1項)。このため、取りまとめた行政機関ごとの件数には、他の行政機関により指定された特定秘密が記録された行政文書の件数が含まれる。また、自らは特定秘密を指定しない行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を保有することがある(例えば、災害対策に用いられる被災地の衛星写真や予算案の審査の過程で提供される関係資料等)。

*31 特定秘密の指定の対象は、秘密が記録された個々の文書ではなく、情報である。ゆえに、指定1件につき、当該特定秘密が記録された行政文書が2件以上ある場合がある(2件以上ある場合の方が多い。)

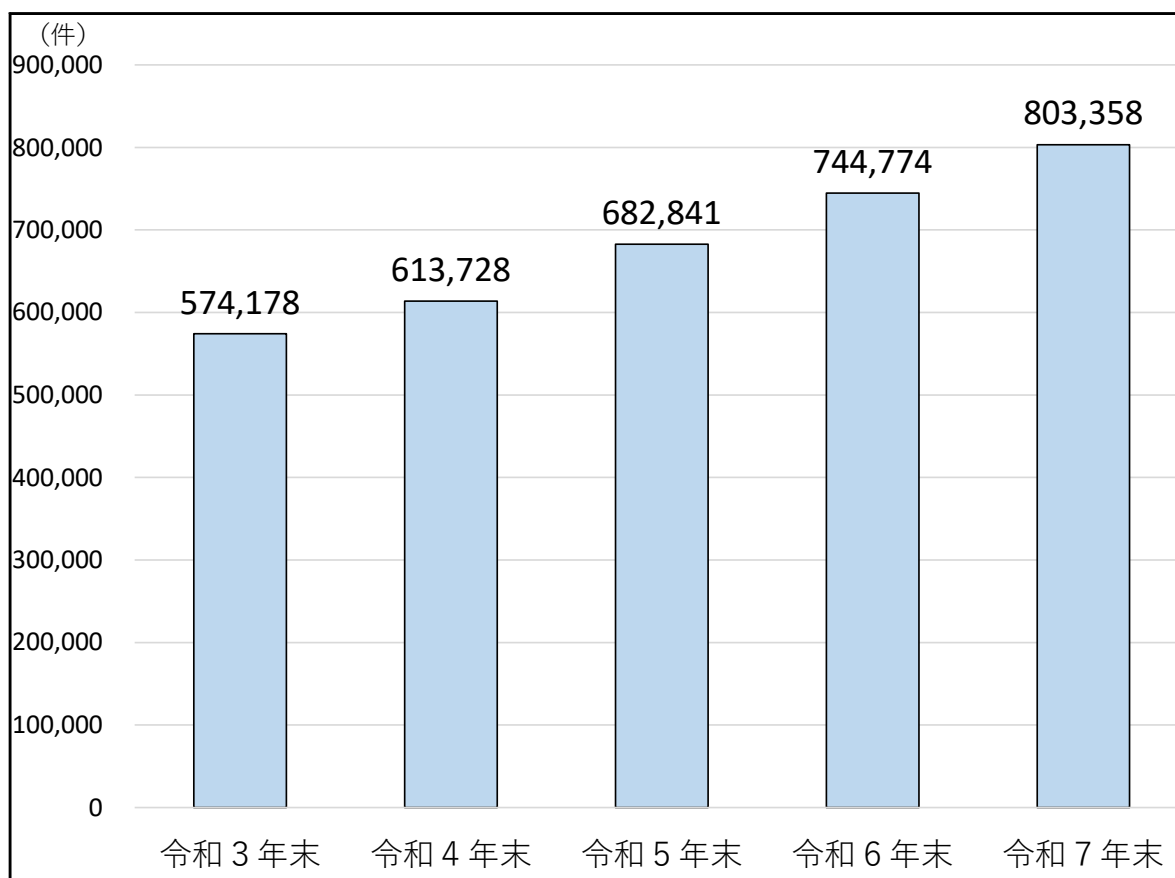
表13 特定秘密が記録された行政文書の毎年末時点における保有件数注1（令和3年～7年）

行政機関	令和3年末 時点	令和4年末 時点	令和5年末 時点	令和6年末 時点	令和7年末 時点
国家安全保障会議注2	-	-	-	-	-
内閣官房	144,416	142,424	161,269	178,260	197,534
内閣法制局	3	0	0	0	0
内閣府	4	6	3	3	3
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	39,389	43,207	48,882	53,903	58,695
警察庁のみ保有	39,291	43,107	48,779	53,800	58,589
都道府県警察のみ保有	58	68	71	71	74
重複して保有	40	32	32	32	32
金融庁	0	0	0	1	4
消費者庁	0	0	0	0	0
総務省	52	58	58	67	73
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	3	3	3	0	0
出入国在留管理庁	3	3	3	3	3
公安調査庁	25,441	28,231	33,114	35,375	36,658
外務省	133,116	141,664	151,888	166,157	176,985
財務省	5	26	18	30	11
文部科学省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	1
農林水産省	0	0	0	1	4
水産庁	0	0	0	0	0
経済産業省	0	3	2	11	6
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
国土交通省	3,726	3,835	3,876	3,876	3,861
気象庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	22,266	24,381	27,691	30,710	33,746
環境省	0	0	0	0	0
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	205,454	229,486	255,482	275,603	294,707
防衛装備庁	300	401	552	774	1,067
合計	574,178	613,728	682,841	744,774	803,358

(注1) 同一の行政機関内で同一の内容のものを複数保有している場合は、1件として計上している。他方、他の行政機関に提供されたものについては、提供元機関と提供先機関でそれぞれ1件ずつ計上している。

(注2) 国家安全保障会議が指定した特定秘密が記録された行政文書は、同会議ではなく、同会議の事務局である内閣官房国家安全保障局の保有件数（内閣官房の保有件数の内数）として計上している。なお、同局において保有している当該文書は令和3年末時点が224件、令和4年末時点が283件、令和5年末時点が301件、令和6年末時点が314件、令和7年末時点が333件である。

図（表13関係） 特定秘密が記録された行政文書の毎年末時点における保有件数
（令和3年～7年）



(3) 適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

適性評価を経て特定秘密を漏らすおそれがないと認められ、その後、同じ行政機関等又は同じ適合事業者で勤務を続けている者（特定秘密取扱者に指名された場合に特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者）*32の令和7年末時点における数は全体で150,449人である。

このうち、行政機関の職員等が144,891人、適合事業者の従業者が5,558人であった。行政機関別の内訳は、表14及び図（表14関係）のとおりである。

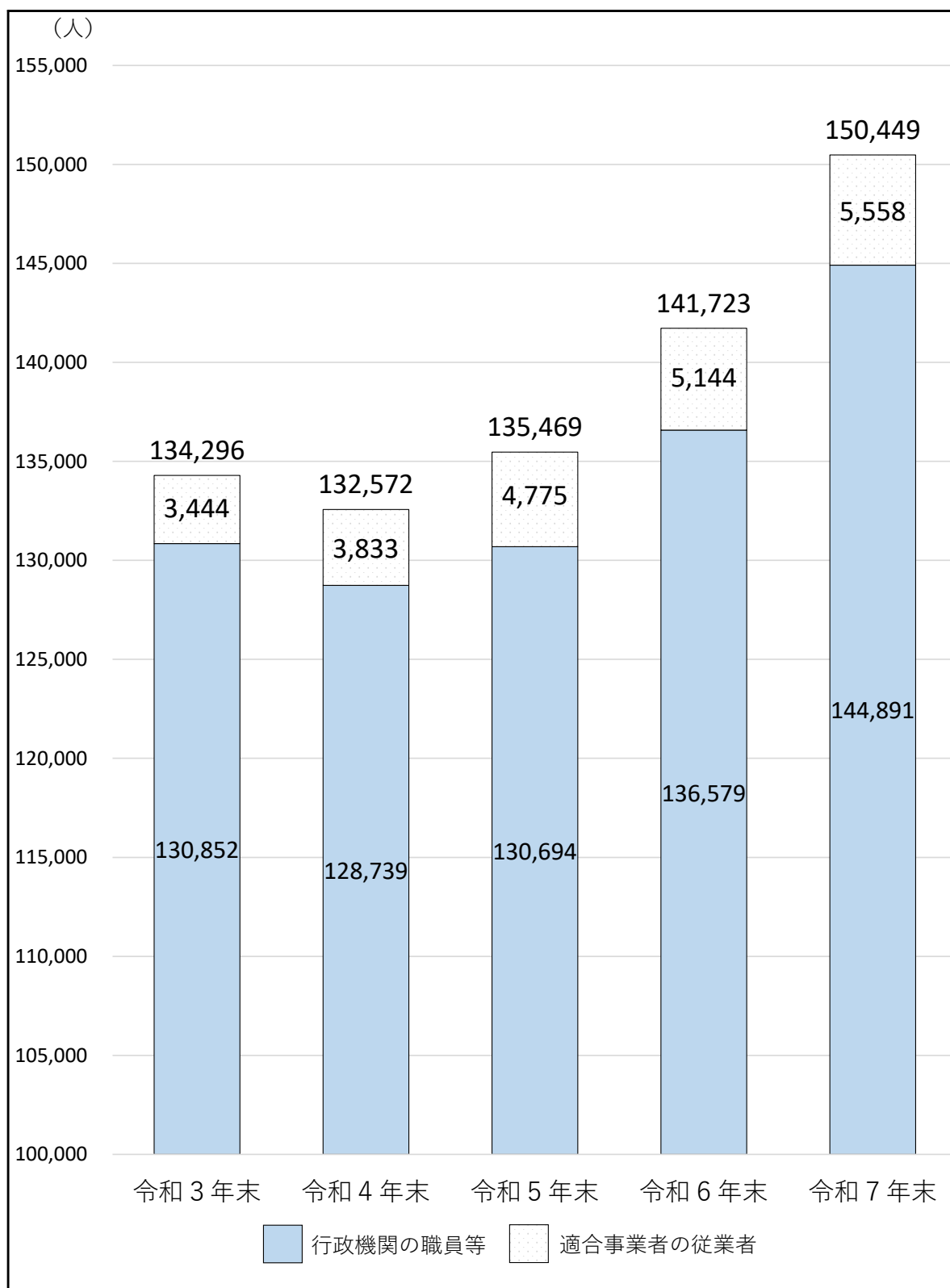
*32 他の行政機関等に異動した者や退職した者は計上していない。一方、同じ行政機関等又は同じ適合事業者で勤務を続けているものの、別の部署に異動し、当該部署では特定秘密の取扱いの業務に従事していない者も含まれている。

表14 適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の毎年末時点における数
(令和3年～7年)

行政機関	令和3年末時点			令和4年末時点			令和5年末時点		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	1,945	885	1,060	1,909	932	977	2,095	1,065	1,030
内閣法制局	3	3	0	3	3	0	1	1	0
内閣府	107	107	0	118	118	0	117	117	0
警察庁	3,558	3,558	0	3,648	3,648	0	3,777	3,777	0
警察庁	649	649	0	658	658	0	681	681	0
都道府県警察	2,909	2,909	0	2,990	2,990	0	3,096	3,096	0
金融庁	9	9	0	10	10	0	10	10	0
消費者庁	16	16	0	10	10	0	16	16	0
総務省	73	73	0	120	120	0	113	113	0
消防庁	22	22	0	23	23	0	24	24	0
法務省	23	23	0	20	20	0	19	19	0
出入国在留管理庁	36	36	0	47	47	0	50	50	0
公安調査庁	245	245	0	270	270	0	275	275	0
外務省	1,267	1,229	38	1,176	1,140	36	1,298	1,262	36
財務省	219	219	0	257	257	0	290	290	0
文部科学省	97	77	20	94	79	15	79	67	12
厚生労働省	11	11	0	16	16	0	31	31	0
農林水産省	47	47	0	46	46	0	45	45	0
水産庁	52	52	0	42	42	0	48	48	0
経済産業省	144	144	0	166	166	0	167	167	0
資源エネルギー庁	14	14	0	15	15	0	9	9	0
国土交通省	100	100	0	96	96	0	97	97	0
気象庁	12	12	0	12	12	0	12	12	0
海上保安庁	754	754	0	814	814	0	915	915	0
環境省	10	10	0	10	10	0	10	10	0
原子力規制委員会	34	34	0	39	39	0	21	21	0
防衛省	123,234	122,282	952	120,876	119,900	976	122,459	121,302	1,157
防衛装備庁	2,264	890	1,374	2,735	906	1,829	3,491	951	2,540
合計	134,296	130,852	3,444	132,572	128,739	3,833	135,469	130,694	4,775

行政機関	令和6年末時点			令和7年末時点		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	2,269	1,163	1,106	2,261	1,199	1,062
内閣法制局	2	2	0	2	2	0
内閣府	181	181	0	202	202	0
警察庁	3,842	3,842	0	4,045	4,045	0
警察庁	726	726	0	798	798	0
都道府県警察	3,116	3,116	0	3,247	3,247	0
金融庁	11	11	0	15	15	0
消費者庁	10	10	0	11	11	0
総務省	139	139	0	142	142	0
消防庁	24	24	0	23	23	0
法務省	20	20	0	20	20	0
出入国在留管理庁	49	49	0	49	49	0
公安調査庁	289	289	0	282	282	0
外務省	1,461	1,424	37	1,450	1,411	39
財務省	335	335	0	370	370	0
文部科学省	60	55	5	60	58	2
厚生労働省	32	32	0	40	40	0
農林水産省	65	65	0	74	74	0
水産庁	46	46	0	69	69	0
経済産業省	175	175	0	180	180	0
資源エネルギー庁	14	14	0	27	27	0
国土交通省	156	156	0	195	195	0
気象庁	12	12	0	27	27	0
海上保安庁	988	988	0	1,065	1,065	0
環境省	11	11	0	15	15	0
原子力規制委員会	36	36	0	41	41	0
防衛省	127,921	126,634	1,287	135,642	134,363	1,279
防衛装備庁	3,575	866	2,709	4,142	966	3,176
合計	141,723	136,579	5,144	150,449	144,891	5,558

図（表14関係） 適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の毎年末時点における数（令和3年～7年）



4 制度の適正な運用の確保に関する事項

(1) 運用基準の見直し

運用基準VIにおいて、「5年を目途に、又は必要に応じて本運用基準について見直しを行うものとする」と定められている。これを受け、政府においては、施行から5年を経て行った前回（令和2年6月）の見直しから5年が経過することから、その間の特定秘密保護法の運用状況や情報保全諮問会議の有識者、各議院の情報監視審査会等からの指摘・意見等のほか、令和7年5月の重要経済安保情報保護活用法の施行も踏まえ、見直しに向けた検討を行い、同年12月26日、運用基準の一部変更について閣議決定を行った。今回の見直しの概要は、以下のとおりである*33。

【重要経済安保情報保護活用法との整合性の確保】

- 重要経済基盤に関する情報については、秘匿度に応じ、特定秘密又は重要経済安保情報に指定し、各情報について必要な保護措置が講じられるよう規定

【適性評価の適正かつ効率的・効果的な実施の確保】

- 評価対象者に関する必要な情報を漏れなく正確に把握した上で、全ての評価対象者に対する面接を実施するよう手順・要領を見直し
- 評価対象者の選定は、執務環境など業務の実情を踏まえて的確に行うとともに、適性評価の要否等を漏れなく確認するよう規定
- 適性評価の実施に同意しなかった者や同意を取り下げた者等からの苦情についても、苦情処理窓口で受け付ける旨を規定
- 適性評価実施後に職員・従業者に「事情」の変更があった場合に、上司等が遅滞なく認知・報告できるよう、面談等を活用して年1回以上、その有無を確認することを規定
- 過去に別の行政機関から適性評価（重要経済安保情報保護活用法に基づく適性評価を含む。）を受けていた場合には、その記録の提供を受けるなど行政機関間で協力するよう規定

【業務の適正の確保・特定秘密の保護の徹底に向けた取組の強化】

- 不適正事案の発生を踏まえ、特定秘密を取り扱う者は、それを取り扱うことができない者が知得し、又は誤って取り扱うことのないよう注意する旨を明記
- 通報窓口で、特定秘密の漏えい事案や各行政機関が定める保護規程違反等に関する通報も広く受け付け、処理する旨を明記
- 特定秘密の保護に関する職員教育の充実強化を規定
- 特定秘密の取扱いの業務に対する検査のタイミングや項目を工夫するよう規定
- 重大な不適正事案を認知した際に、各議院の情報監視審査会に早期報告することや、調査に時間を要するなど早期報告が困難な場合には適時に中間報告することを規定

*33 詳細については、内閣官房ウェブサイト (<https://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/hourei.html>) 参照。

(2) 保護措置に関する検査及び不適正事案の発生の状況

各行政機関及び都道府県警察並びに適合事業者は、特定秘密の漏えい等を防止するため、業務管理者の指名、秘密取扱者の教育、必要な施設設備の設置その他特定秘密を適切に保護するための措置を講じており*34、その実施状況については、定期的な検査と臨時の検査を組み合わせて確認している。

令和7年中に、内閣官房において、

- 特定秘密文書9,424件について、その保護規程で定める保管容器に保管せず、執務室内の施錠した引出し等に保管していた。

という事案の発生が判明した。

内閣官房は、同事案における特定秘密の漏えいはないことを確認するとともに、職員に対する教育を通じた特定秘密の保護に関する基本的事項の再徹底や、臨時検査の積極的な実施等の再発防止策を講じた。

また、同年中に、防衛省において、

- 陸上自衛隊第36普通科連隊で、適性評価の有効期限が切れている隊員1人について、不正と認識しながら特定秘密取扱職員に指名し、特定秘密を取り扱わせた。また、複数の中隊等において、担当者等の理解や確認の不足により、適性評価手続中の隊員16人を特定秘密取扱職員に指名した（実際に特定秘密を取り扱う機会はなかった。）。
- 陸上自衛隊第7特科連隊で、適性評価の有効期限が切れている隊員1人について、適性評価実施済みと誤認して特定秘密取扱職員に指名し、特定秘密を取り扱わせた。
- 航空自衛隊北部高射群第11高射隊で、適性評価の有効期限が切れている隊員4人について、事務手続の手順が分からずこれを放置し、適性評価未実施のまま特定秘密取扱職員に指名した（実際に特定秘密を取り扱う機会はなかった。）。
- 航空自衛隊偵察航空隊第502飛行隊で、令和7年2月、特定秘密文書のデータを添付したメールを、誤って関係する部隊全員に送信し閲覧した（閲覧者は全員適性評価実施済みであったものの、一部の隊員は当該特定秘密の特定秘密取扱職員に指名されていなかった。）。
- 情報本部で、令和7年2月、特定秘密の取扱いが認められていない電子計算機に特定秘密文書のデータを移動させ、作業した上、当該データを添付したメールを送信した（直後にメール送信の取消しを行ったため、当該メールを閲覧した隊員はいなかった。）。
- 陸上自衛隊中部方面総監部で、令和4年11月、他部署から交付された特定秘密文書3件を、返却条件が付されていたにもかかわらず、誤って1年未満の保存期間を設定し、所定の手続をとらずに廃棄した。

*34 施行令第11条第1項の規定に基づき、各行政機関は保護措置の実施に関する規程を定めている。内閣官房ウェブサイト (<https://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/hogokitei/index.html>) 参照。

- 陸上自衛隊第109教育大隊で、令和7年5月、保存期間1年未満に設定した特定秘密文書6件を、実質1年以上保存したにもかかわらず、1年以上保存した場合の所定の手続をとらずに廃棄した。
- 航空自衛隊第1航空団司令部で、令和6年1月、廃棄に係る所定の手続をとったファイルと当該手続をとっていないファイル間で特定秘密文書の入替えが発生していることを確認しないまま、特定秘密文書2件を所定の手続をとらずに廃棄した。
- 航空自衛隊北部高射群第23高射隊で、令和7年4月、暗号装置の操作を誤り、特定秘密である暗号規約を消去した。
- 航空自衛隊南西高射群第19高射隊で、令和7年7月、無線機の操作を誤り、同無線機内に装填された特定秘密である暗号規約を消去した。
- 海上自衛隊潜水艦「せいりゅう」で、令和3年1月頃、自身の勉強のために作成した特定秘密が記録された手書きの資料1件が綴られたファイルを自宅に持ち出し、保管していた（部外者への漏えいは確認されなかった。）。

という事案の発生が判明した。

【以上は令和7年12月公表*35】

また、上記公表の際、「調査に着手して間もない事案2件（海上自衛隊）」としたものについては、

- 海上自衛隊作戦情報隊で、平成29年から令和3年までの間、関係者の認識不足により、特定秘密文書159件を所定の手続をとらずに廃棄した。
- 海上幕僚監部指揮通信情報部指揮通信課で、平成29年3月、関係者の認識不足により、特定秘密文書56件を所定の手続をとらずに廃棄した。

という事案であったことが判明した。

また、本報告の対象期間外であるが、令和8年2月以降、防衛省において、

- 陸上自衛隊第4施設団で、令和5年4月及び令和6年3月、他部署から交付された特定秘密文書5件を、返却条件が付されていたにもかかわらず、誤って1年未満の保存期間を設定し、所定の手続をとらずに廃棄した。
- 陸上自衛隊関西補給処で、令和7年3月、他部署から交付された特定秘密文書3件を、返却条件が付されていたにもかかわらず、誤って1年未満の保存期間を設定し、所定の手続をとらずに廃棄した。
- 統合幕僚監部で、令和8年3月、他部署から交付された特定秘密文書4件を、関係者の確認不足により、所定の手続をとらずに廃棄した。

という事案の発生が判明した。

*35 防衛省ウェブサイト<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2025/12/26d.html>参照。

防衛省は、令和6年12月に公表した特定秘密に係る情報保全事案の再発防止策*36を着実に進めるとともに、今回、新たな事案の発生が判明したことを受け、その要因や対策等を踏まえた情報保全教育の実施や秘密制度に係る相談窓口の更なる普及を図るとともに、令和11年度末に総合秘密保全システム（仮）*37を導入することに先立ち、適性評価の実施状況を管理する機能等について先行的に運用する取組等を実施することとしている。

これらの不適正事案の発生を踏まえて、令和8年1月、内閣官房から特定秘密保護法の適用対象となる28行政機関に対し、不適正事案を踏まえた再発防止のための取組を徹底するよう改めて指示した。

このほか、令和7年中に各行政機関が行った検査*38の状況は、表15のとおりである。

*36 「防衛省における特定秘密に係る情報保全事案の総括及び再発防止策の再構築」（令和6年12月27日公表）（<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2024/12/27f.html>）

*37 令和7年3月、適性評価未実施の職員を秘密取扱者に指名できないようにするシステムの運用を開始した。令和11年度までに、立入制限区域への入退室制限、秘密文書等へのアクセス制限等を一元的に管理する機能を付加する予定。

*38 各行政機関における検査は、施行令第11条第1項の規定等に基づき行われる。具体的には、特定秘密文書等管理簿の記録と実際に保管されている特定秘密文書等を突合し、保有する特定秘密文書等が法令等に基づき適切に管理されているか、当該文書等に特定秘密の表示が適切になされているか、施錠可能で十分な強度を有する保管容器で保管されているかなどについて検査を実施している。

表15 特定秘密の保護の状況に関する検査の状況(注1)(令和7年中)

行政機関	検査時期	検査結果
内閣官房	5月～7月、9月、12月	前記の不適正保管のほか、特定秘密の表示がない文書があり、補正した。
内閣府	7月、12月	特段の問題は認められなかった。
警察庁	3月、8月	同上
金融庁	6月、12月	同上
総務省	3月、7月、9月、12月	同上
法務省	6月、12月	同上
出入国在留管理庁	6月、11月	同上
公安調査庁	6月、12月	同上
外務省	8月	同上
財務省	1月、5月、9月、11月	同上
農林水産省	10月	同上
経済産業省	7月、11月	同上
国土交通省	2月、4月、6月、12月	同上
海上保安庁	4月、6月、7月、12月	同上
防衛省	1月～3月、7月～12月	同上(注2)
防衛装備庁	6月～7月、12月	同上

(注1) 国家安全保障会議が指定した特定秘密が記録された行政文書は、国家安全保障会議設置法(昭和61年法律第71号)第12条の規定に基づき同会議の事務を処理する内閣官房(国家安全保障局)が保有しており、検査についても内閣官房(国家安全保障局)において実施している。

(注2) 40～41頁に記載している不適正事案は、いずれも通常業務の過程で発覚したものであり、検査において発覚したものはなかった。

(3) 内閣府独立公文書管理監への対応

運用基準V3(1)ア及びウにおいて、内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに運用基準IからIIIまでに従って行われているかどうか検証・監察し、これらの規定に従っていないと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該指定の解除その他の是正を求めるものとされている。

令和7年中に、かかる検証・監察が行われた結果、以下の3件の是正の求めがなされ、これを受けて、関係行政機関は必要な是正措置を講じた*39。

*39 さらにその後、令和8年3月に、防衛省に対して特定秘密が記録された文書の運搬に関する是正の求めが、防衛装備庁に対して特定秘密の保管容器の鍵の管理に関する是正の求めがなされ、それぞれ必要な是正措置が講じられた。

- 複数頁から成る特定秘密が記録された文書中、特定秘密が記録された頁にその表示がなかったため、是正を求めたもの 1 文書（対外務大臣：令和 7 年 3 月 12 日付け）

（是正措置）

当該頁に特定秘密の表示をした。

- 恒常的に特定秘密を取り扱うために立入りを制限するとされている場所に必要な立入り制限措置を講じていなかったため、是正を求めたもの（対防衛大臣：同日付け）

（是正措置）

恒常的に特定秘密を取り扱う立入り制限区域の見直しを行った上で、必要な立入り制限措置を講じ、特定秘密取扱い時の保護措置を明確化した。

- 特定秘密指定書の対象情報の記述を変更し、当該指定に係る情報の範囲を拡大していたことから、当該対象情報の記述を変更前の記述に戻すとともに、変更前の特定秘密指定書に記載された範囲を超える情報については別途特定秘密として指定するよう是正を求めたもの（対防衛装備庁長官：同日付け）

（是正措置）

当該対象情報の記述を変更前の記述に戻すとともに、後日、変更前の特定秘密指定書に記載された範囲を超える情報を新たに特定秘密として指定した。

（4） 衆議院及び参議院の情報監視審査会への対応

ア 情報監視審査会による調査への対応

国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 102 条の 13 では、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの同法第 104 条第 1 項の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設けることとされている。

また、同法第 102 条の 16 の規定により、各議院の情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をするとともに、勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

令和 7 年中に衆議院情報監視審査会が行った調査に対し、関係行政機関は、同年 3 月、4 月及び 11 月に、令和 5 年中の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況等について説明を行った。また、同審査会が令和 7 年 6 月に資料要求を行い、関係行政機関は必要な資料を提出した。さらに、令和 6 年中の施行状況に関し、令和 7 年 11 月、小野田国務大臣が報告を行うとともに、同年 12 月、鈴木内閣府副大臣（特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する国務大臣を補佐する内閣府副大臣。以下同じ。）の出席の下、内閣官房が同報告の補足説明を行った。また、同月、関係行政機関が令和 6 年中の施行状況について説明を行った。

令和7年中に参議院情報監視審査会が行った調査に対し、関係行政機関は、同年2月に、令和5年中の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況等について説明を行うとともに、同審査会の委員派遣に際して特定秘密を提示した。また、令和7年4月に、城内国務大臣が、令和6年調査におけるそれまでの議論を踏まえた締めくくり的な質疑に対応した。さらに、令和6年中の施行状況に関し、令和7年11月、小野田国務大臣が報告を行うとともに、同年12月、鈴木内閣府副大臣の出席の下、内閣官房が、同報告の補足説明を行った。

以上のほか、防衛省における一連の不適正事案を受けて令和6年7月に防衛大臣に対してなされた改善勧告*40の結果とられた改善措置について、防衛省は、令和7年4月、両院の情報監視審査会へそれぞれ報告を行うとともに、同月の両院の情報監視審査会においてそれぞれ説明を行った*41。また、防衛省は、同年12月、(2)に記載した新たな不適正事案の公表に先立ち、当該事案及び再発防止策について両院の情報監視審査会に説明を行った。

イ 情報監視審査会の年次報告書における意見・指摘への対応

令和7年6月3日、衆議院情報監視審査会会長から衆議院議長に対し、令和6年6月1日から令和7年4月30日までの期間を対象とした令和6年年次報告書が提出され、8点の意見が示された*42。政府は、これらの意見に係る対応状況について、同審査会で説明を行った。意見の内容及び政府の対応状況は、次表のとおりである。

意見の内容	政府の対応状況
<p>1 指定の在り方</p> <p>(1) 「特定秘密の概要」の記載等が具体性に欠けるものについては、当該記載等を具体的な内容がある程度想起されるような記述に改めること。それが困難な場合には、審査会に対し具体的な内容がある程度想起されるような丁寧な説明を行うこと。</p> <p>(2) 対象情報の期間を区切っていない特定秘密については、期間を区切って指定できないか改めて速やかに検討を行い、審</p>	<p>「特定秘密の概要」について、できる限り具体的な記載に努め、対象情報の期間を区切るべきものがないか、各行政機関において改めて確認作業を行った。</p> <p>外務省では、対象情報の期間を区切っていない特定秘密の期間を区切るなどの対応を行った。</p>

*40 各議院の情報監視審査会の勧告については、衆議院ウェブサイト (https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryoyouhoukanshikankokuoyobihoukoku.htm) 及び参議院ウェブサイト (<https://www.sangiin.go.jp/japanese/jyouhoukanshi/kankoku.html>) 参照。

*41 各議院の情報監視審査会の勧告の結果とられた措置については、衆議院ウェブサイト (https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryoyouhoukanshikankokuoyobihoukoku.htm) 及び参議院ウェブサイト (<https://www.sangiin.go.jp/japanese/jyouhoukanshi/kankoku.html>) 参照。

*42 衆議院ウェブサイト (https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryoyouhoukanshikankokuoyobihoukoku.htm) 参照。

<p>査会に報告できるようにすること。それが困難な場合には、審査会に対し調査対象期間中の特定秘密の文書件数の増減等を含め、状況の変化がわかるような丁寧な説明を行うこと。</p>	
<p>2 特定秘密が記録された文書の開示・延長等の取扱い</p>	
<p>(1) 現在保有している特定秘密が記録された文書について、例えば作成から30年を超えているものなどの中に国民へ開示すべきものがないか改めて検討すること。</p>	<p>特定秘密が記録された文書で作成から30年を超えているものの開示の適否について、各行政機関において改めて確認作業を行った（開示すべきと判断されるものはなかった。）。</p>
<p>(2) 特定秘密の指定を解除せずに延長し、当該特定秘密が記録された文書の有効期間も延長した場合には、その理由とともに具体的な内容について説明を行うこと。</p>	<p>特定秘密の指定を解除せずに延長する場合には、指定の理由を点検し、その判断の理由を明らかにする旨を定める運用基準も踏まえ、各行政機関において、審査会の求めに応じて、当該特定秘密が記録された文書の扱いを含め、その延長の理由について具体的に説明するよう周知徹底した。</p>
<p>(3) 特定秘密の指定の延長又は解除等を行っていく中で、当該特定秘密が記録された文書を指定替えする場合についても、その理由とともに具体的な内容について説明を行うこと。同文書を廃棄又は移管する場合には、アーキビスト等の専門的知見の活用を検討すること。</p>	<p>特定秘密の指定の解除等を行う際に、当該特定秘密が記録されている文書を他の秘密区分の文書（極秘・秘等）等として引き続き保有し続ける場合には、各行政機関において、審査会からの求めに応じて、他の秘密区分として扱うこととした理由等について具体的に説明するよう周知徹底した。 また、アーキビスト等の専門的知見の活用方策について、各行政機関で問題意識を共有した。</p>
<p>3 独立公文書管理監関係</p>	
<p>(1) 政府全体における特定秘密が記録された文書の保有件数に比して、独立公文書管理監が行った検証・監察数が少ないとの指摘を踏まえ、法の趣旨に則った検証・監察を行い、確認件数を増やすこと。</p>	<p>（運用基準V 5 (1) オに基づき内閣府独立公文書管理監により別途公表）</p>
<p>(2) 重要経済安保情報保護活用法の施行に伴い、独立公文書管理監の検証・監察の対象範囲に重要経済安保情報が加わることを踏まえ、情報保全監察室の体制強化を図ること。</p>	<p>（運用基準V 5 (1) オに基づき内閣府独立公文書管理監により別途公表）</p>
<p>4 通報制度</p>	
<p>重要経済安保情報保護活用法の施行に伴い、通報を行うことができる者に重要経済安保情報を取り扱う業務者が加わることを踏まえ、独立公文書管理監及び各行政機関に対する通報制度を充実させること。</p>	<p>特定秘密の指定・解除及び特定秘密を記録する文書の管理が特定秘密保護法等に従って行われていない場合の通報のみならず、特定秘密の漏えいや各行政機関が定める保護規程に係る違反行為に関する通報についても各行政機関及び内閣府独立公文書管理監が設ける通報窓口で受け付けることができるよう、運用基準を見直した。</p>

また、令和7年6月6日、参議院情報監視審査会会長から参議院議長に対し、令和6年6月1日から令和7年4月30日までの期間を対象とした年次報告書（令和7年6月）が提出され、7点の主な指摘事項が示された*43。政府は、これらの指摘事項に係る対応状況について、同審査会で説明を行った。主な指摘事項の内容及び政府の対応状況は、次表のとおりである。

主な指摘事項の内容	政府の対応状況
<p>1 防衛省は、同省において情報保全事案が相次いで明らかになったことを重く受け止め、令和6年12月に公表した再発防止策に基づく取組や審査会の勧告を受けて講じることとした措置を着実に実行すること。また、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室は、防衛省の事案を通じて得られた教訓を踏まえ、適性評価の確実な実施や保全教育の内容の見直しなど、適確な再発防止措置を講じること。</p>	<p>防衛省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報保全事案の事例を反映させた情報保全教育の実施 ○現場の隊員が、疑問点を気軽に問い合わせることができる相談窓口の設置及び周知 ○ヒューマンエラーを局限するため、令和8年度から、システム上で特定秘密取扱職員名簿を電子的に作成する機能を拡充し、利用者を大幅に拡大するなど、再発防止に基づく取組や両院の情報監視審査会の勧告を受けて講じることとした措置を一つ一つ着実に進めている。 <p>その上で、防衛省における不適正事案の教訓事項を踏まえ、運用基準の見直しにおいて、①適性評価の対象者の選定は、執務環境など業務の実情を踏まえて的確に行うとともに、適性評価の要否などを漏れなく確認すること、②特定秘密を取り扱う者は、それを取り扱うことができない者が知得し、誤って取り扱うことのないよう注意すること、③特定秘密の保護に関する教育において、これまでの不適正事案やそれを踏まえた教訓事項等についても詳細に教示し、実施の時期や方法も工夫すること、④特定秘密の漏えいなど法令・規則違反に関する通報を広く受け付けること、⑤特定秘密の取扱いの業務に対する検査について定期的なものと臨時的なものを組み合わせ、検査項目も随時見直すなど、その実効性の向上を図ること、⑥重大な不適正事案の認知時に審査会に早期に報告すること、調査に時間を要するなど早期の報告が困難な場合には適時に中間報告を行うことなどを盛</p>

*43 参議院ウェブサイト (<https://www.sangiin.go.jp/japanese/jyouhoukanshi/index.html>) 参照。

<p>2 出向等により他の行政機関へ異動し、特定秘密を取り扱う業務に従事することとなる行政機関の職員については、異動元で適性評価を実施していた場合であっても異動先において改めて適性評価の実施を要するが、異動元での適性評価において得た情報を提供できる行政機関間の協力に係る既存制度の積極活用を図り、政府全体で円滑な調査の実施・運用を促進すること。</p>	<p>り込んだ。 運用基準の見直しにおいて、他の行政機関で適性評価を受けたことがある行政機関の職員や適合事業者の従業者、重要経済安保情報保護活用法に基づく適性評価を受けたことがある者についても、適性評価の実施に当たっての行政機関間の情報共有を図ることができることを盛り込んだ。</p>
<p>3 防衛省本省及び防衛装備庁においては、特定秘密に係る適性評価のほか特別防衛秘密等に係る適格性の確認という独自の制度が運用されており、適性評価を経た職員は約12万人、適格性を保有する職員は約23万人となっている。この中でも適性評価を経た職員の大半が適格性も保有しており、これらの調査事項は全く同一のものであるにもかかわらず、それぞれの調査が別々に実施されているため、調査を繰り返している現場には少なからず負荷となっていることに鑑み、防衛大臣の下、業務の効率化や関係者の負担軽減に取り組むことにより、防衛省本省及び防衛装備庁における情報保全体制を持続可能なものとし、実効性のある運用を確立すること。</p>	<p>防衛省及び防衛装備庁では、適性評価と適格性の確認について、適性評価を経て、特定秘密を取り扱える職員は、特別防衛秘密等を取り扱えるよう内部規則を改正した。これにより、業務の効率化及び適格性の確認に係る作業負担が軽減され、持続可能で実効性のある情報保全体制を確立した。</p>
<p>4 特定秘密は、仮に漏えいした場合、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある極めて機微な情報であることから、いかなる場合でも適切な取扱いが求められる。他方、緊急事態が突発的に生じた場合には、国民の安全を守ることが最重要課題となり、通常とは異なる対応を求められる状況も生じ得る。各行政機関においては、こうした状況に十全に対応することができるよう、適性評価を実施する職員の範囲や地方公共団体の職員等に対する特定秘密の提供の在り方について、不断に検証し、必要な措置を講じること。</p>	<p>緊急事態において国民の安全を確保するため、特定秘密を的確に活用していくには、各行政機関において、考えられる様々な状況を想定しながら、それぞれの状況に応じて、保有する特定秘密のうち、どのような情報を、どのように、地方公共団体の職員等を含めどのような範囲の者と共有すべきか、また、それらを踏まえてあらかじめ適性評価を実施しておくべき職員の範囲などについて具体的に検討し、必要な措置を講じておくことが重要であるとの問題意識を改めて各行政機関に共有した。</p>
<p>5 安全保障の領域が経済・技術分野に拡大する中、特定秘密保護制度の運用においても、経済安保関連情報の保全是重大かつ喫緊の課題である。重要経済安保情報保護活用制度との一体的な運用等を通じ、情報保全が適確に行われるよう、特定秘密保護法の運用基準の明確化や補足</p>	<p>保有する重要経済基盤に関する情報のうち特定秘密として指定すべきものがないかについて、各行政機関において確認作業を行った（特定秘密として指定すべきものはなかった。）。</p>

<p>の要否について不断に検討し、必要に応じ見直しを行うこと。あわせて、政府が保有する経済安保関連情報のうち、特定秘密として指定すべきものがないかについて改めて点検を行うこと。</p>	
<p>6 特定秘密の指定の適否等に関する調査において、行政機関側が機微な情報に関する説明を拒む場面があったことは遺憾である。審査会が行政における特定秘密保護制度の運用を適切に監視することが、同制度に対する国民からの信頼の確保につながることを十分に理解するとともに、審査会が厳格な保護措置を講じていることを踏まえ、審査会に対し機微な情報も含めた丁寧な説明をするよう徹底すること。</p>	<p>特定秘密保護法の適正な運用を確保するための制度の趣旨及び審査会に対する積極的な説明並びに調査への的確な対応について、改めて各行政機関に周知徹底した。</p>
<p>7 内閣府独立公文書管理監による特定秘密及び重要経済安保情報に係る検証・監察を十全に実施するために必要かつ十分な情報保全監察室の体制強化を行うこと。その上で、内閣府独立公文書管理監は、これまでに蓄積した知見の活用や手法の改善等を通じて効果的・効率的な検証・監察を実施すること。また、新たに重要経済安保情報の指定の適否に係る検証・監察を行うに際し、本来特定秘密に指定すべきものが含まれていないか確認すること。</p>	<p>(運用基準V 5 (1)オに基づき内閣府独立公文書管理監により別途公表)</p>

(5) 内閣府独立公文書管理監からの意見

運用基準V 5 (1)ウにおいて、内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会*44に対し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べるができるものとされており、令和8年3月18日、次のような意見が提出された。なお、当該意見には、特定秘密及び重要経済安保情報の両方が同一文書に記載された場合の表示の方法についての意見が含まれていることから、内閣保全監視委員会と重要経済安保情報保護活用委員会両方に対する意見*45が併記されている。

「令和7年中に指定された重要経済安保情報に関し、行政機関が保有する文書等への記録及び重要経済安保情報表示の適否に関する検証・監察を行った。その結果、重要経済安保情

*44 運用基準V 1 (2)により、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に設置された関係省庁会議。その構成等は資料4のとおり。

*45 「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」(令和7年1月31日閣議決定)第6章第4節4に基づく意見。

報文書のうち、当該情報を記録する部分を容易に区分することができるものについて、適切な表示がされていないものがあることが判明した。

元来、文書等の表示によって安全保障上特に秘匿することが必要である情報とそれ以外の情報を明確に区別することの趣旨は、そうした情報を適確に保護するとともに、開示できる文書を公開することなどにより政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を果たすためである。加えて、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）は、そうした情報の漏えい等に罰則を科すものであることから、刑罰の範囲を明確にすべきとする罪刑法定主義との関係でも重要である。

こうした点に鑑みれば、重要経済安保情報を記録する部分を容易に区分することができる場合には、当該部分に適切に表示を施すことにより、文書の記載内容のうちいずれの部分が当該情報に当たるのか、当該文書を閲覧する者に対して明確な状態であることが必要である。

ところで、重要経済安保情報保護活用法及び特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）は、我が国の安全保障上特に秘匿することが必要である情報につき、各行政機関の長の指定のもと、これを保護するという点で共通するものであり、かつ、表示方法に関する法令等の定めについても多くの点で類似している。また、重要経済安保情報保護活用法案に対する国会の附帯決議においても、特定秘密保護制度を始めとする既存の情報保全の仕組みとの整合性の確保が要求されている。

そのため、重要経済安保情報と特定秘密の両方を指定し、文書に表示をするそれぞれの行政機関においては、一の文書や頁に当該両方の情報が含まれる場合があることも踏まえれば、重要経済安保情報表示と特定秘密表示の方法は統一されることが望ましく、両表示が異なるべき合理的な理由はないと考える。

については、かかる状況に鑑み、下記の点について所要の措置を講じられたい。

- 1 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号。以下「重要経済安保情報保護活用法施行令」という。）第4条第1号の規定（「その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該重要経済安保情報表示は、当該部分にすること。」）に関し、具体的な解釈基準を示すことなどにより、重要経済安保情報表示の方法の明確化を図ること。
- 2 重要経済安保情報と特定秘密の両方の情報が一の文書や頁に記載されるケースも考えられることも踏まえ、文書等に表示をする各行政機関における両表示の方法の統一を図ること。
- 3 上記1及び2に基づく措置が確実に講じられるよう、各行政機関に対し、重要経済安保情報や特定秘密を記録する部分を容易に区分することができる場合における部分的な表示の必要性和重要性を周知するとともに、重要経済安保情報保護活用法施行令第11条第1項や特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第11条第1項等に従って定められる保護規程の改定を求めるなど、必要に応じ、所要の措置を講ずること。
- 4 重要経済安保情報や特定秘密を取り扱う者に対して、重要経済安保情報保護活用法、特定秘密保護法その他の関連法令やそれぞれの行政機関において整備された保護規程の内容を改めて十分に理解させ、必要な保護措置の適確な実施に係る取扱者の責務について再認識させることにより、各行政機関における両法のより一層適正な運用に努めること。」

(6) 有識者からの意見

1に記載のとおり、特定秘密保護法第19条において、政府が特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告し、公表するに当たっては、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れ

た識見を有する者の意見を付することとされている。

本報告に際し、第15回情報保全諮問会議（令和8年6月1日開催）その他の機会において、かかる有識者から意見を聴取したところ、以下のような意見が示された。政府においては、これらの意見を重く受け止め、同法の適正な運用を徹底していく。本報告の構成や内容に関する意見については、それに基づく加筆及び修正を行っている。

なお、令和7年中は、重要経済安保情報保護活用法との関連に関する意見や、通報制度に関する意見が多く示されたが、これらを受けて、運用基準を見直すに当たり、新たに重要経済安保情報保護活用法との整合性を確保するための規定や、特定秘密の漏えい事案や各行政機関が定める保護規程違反等に関する通報も広く受け付け、処理する旨を明記する規定等を設けた。

ア 制度の運用一般に関する意見

○ インテリジェンス機能の強化に伴う特定秘密保護の重要性に関する意見

今般、インテリジェンスの司令塔機能の強化として国家情報会議・国家情報局が設置される方向とのことで、ようやく我が国も国際水準に追いつこうとしている。現下の不安定な国際情勢・経済情勢に鑑み、インテリジェンス機能の強化は喫緊の課題であろう。政府として情報の収集・分析等を総合調整する上で、特定秘密の保護はその一翼を担うものとして、重要性を再認識するところである。制度の運用においては、さらに、万全を期していただきたい。

○ 緊張感の確保に関する意見

今回も内閣官房や防衛省において発覚するなど、特定秘密の不適正な取扱いの事例が後を絶たない。昨年も指摘したところであるが、特定秘密保護法の施行から10年以上経過し、実際に特定秘密を取り扱う現場だけでなく、制度を運用・監督する中央でも、緩みが生じていることが懸念される。インテリジェンス機能の強化という重要政策が進められている中、秘密の保護がないがしろにされることはあってはならず、特定秘密保護法の運用に当たっては、政府各層全体としてより緊張感を高めてもらいたい。

○ 制度の持続可能性と国民理解の確保に関する意見

我が国における情報保全機能の強化は、現在の安全保障環境において一定の合理性・必要性を有すると考える。一方で、インテリジェンス機能に特化した機関や秘密保全制度は、その性質上、権限集中や過度の秘密化への懸念を常に内包している。したがって、制度の持続可能性のためには、情報収集能力の強化だけではなく、民主的な統制、外部監督、透明性、そして国民の信頼をいかに確保するかが極めて重要となる。

特定秘密保護法、セキュリティ・クリアランス制度、国家情報機能強化などの議論は、一体として、自由と安全保障のバランスから検討されるべきであり、またそのあり方について国民に伝え、理解を得ることの重要性を考慮していただきたい。

○ 運用基準の見直しに関する意見

運用基準の見直しは、①重要経済安保情報保護活用法との整合性の確保、②適性評価の適正かつ効率的・効果的な実施の確保、③業務の適正の確保・特定秘密の保護の徹底に向けた取組の強化のいずれにおいても、適切な見直しと改正が行われたと高く評価ができる。

○ 重要経済安保情報保護活用法との整合性の確保に関する意見

近年、安全保障と経済活動の結び付きが強まる中で、特定秘密保護制度は民間企業の事業活動とも密接に関係するものとなっている。運用基準の見直しで重要経済安保情報保護活用

法と特定秘密保護法とのシームレスな運用が求められていることから、その点については引き続き留意が必要である。

○ 特定秘密の管理に係るリソースに関する意見

昨今の社会情勢の中において、特定秘密の機微の度合い、取扱いの難易度は今後も高まっていくことが予想される。また、情報は年ごとに増加していくものであることも踏まえると、それらを適切に取り扱うための体制整備を一層、進めていくことが必要になるのではないかと、先端技術の適切な活用や導入も検討しながら、しかしながら最後は「人」による作業（取扱い）が残ることを念頭に、特定秘密の管理に必要なリソース、特に人材を、十分に確保していくことが肝要ではないかと考える。

○ 情報漏えいを防ぐ手立てに関する意見

運用基準に通報対象の見直しを明記したことは前進した。漏えいが生じても、そのことにその場にいる者が気づいたときに即座に行うべきは行政機関の長や独立公文書管理監への通報ではなく、それ以上の外部への漏えいを防ぐ具体的な手立てである。この場合、防ぐことができたとして上司への報告で終わらすのではなく、同様の事案が起きないように組織として当該事案を共有し、再発防止策を講じるべきである。

○ 本報告の位置付けと作成プロセスに係る負担に関する意見

特定秘密保護制度の目的は「特定秘密の適法・適切な取扱いの担保」であり、国会への報告は、その制度運用実態が適切であったか否かを報告という形で明らかにするものである。すなわち、「報告書の作成」それ自体が目的ではないということである。報告書の作成が、「特定秘密の適法・適切な取扱いの担保」につながるものとなっているか、また、報告書の作成プロセスが関係主体に過度な負担を強いるものとなっていないかを、継続的に注視する必要があると考える。仮に、報告書の作成のプロセスのどこかに過度な負担がかかる構造となっているようであれば、そのような負担の解消に向けての検討も必要となるのではないかと考える。

○ 指定権限を有する行政機関の範囲に関する意見

表1のとおり、特定秘密保護法上の行政機関は28機関で、このうち特定秘密の指定権限を有する機関は20機関に限定されているが、表8のとおり、対象期間末時点における指定件数が0となっている機関が7機関あり、いずれも同法が施行された平成26年12月以降、一度も指定をしていないようである。

既に当諮問会議においても、指定権限を行使しない理由について、幾度か構成員から質問がなされていると承知しているが、他方で、従前において指定をしていなかった内閣府が新規で指定をした例もあり、将来にわたり臨機応変な対応を可能にしておくことが必要であることは理解できる。しかし、これらの機関を将来にわたって「特定秘密の指定権限を有する行政機関」とする必要があるかということに関しては、その前提となる「指定の見込み等」につき、①所掌事務との間の関係で合理的な関連ないし理由があるかという形式的な観点に加えて、②特定秘密を指定する「見込み等」が合理的な蓋然性をもって存在しているか、換言すれば、特定秘密保護法を適用する必要性という実質的な観点から、より積極的に説明することが可能であり、かつ、必要でないかと思われる。また、そうすることが、国民に分かりやすい法の運用に繋がると考える。

○ 指定の有効期間に関する意見

令和7年中に指定の有効期間が満了した件数は0件であったが、特定秘密の指定件数は年々増加の傾向にあり、件数の増減のみで事の是非を論じるわけではないが、有効期間が設定された趣旨に鑑み、慎重な対応を望みたい。

○ 指定の解除に関する意見

令和5年に4件あった指定の全体解除が、令和6年は1件、令和7年は0件だったが、他方で、一部解除は令和6年の2件が、令和7年では12件に増えていることは、特定秘密をできるだけ少なくするという観点から一定評価できる。
今後とも、点検・精査を十全に実施される適宜適切な運用がなされることを望む。

○ 情報収集衛星の画像の公益的利用に関する意見

脚注27で、情報収集衛星の画像を加工処理しウェブサイト新たに紹介するケースが続いており、特定秘密情報を加工して公益的利用をすることが定着してきていることが伺える。特定秘密情報のこのような利活用は推奨されるべきである。

○ 通報窓口の活用実績に関する意見

行政機関内部における非違行為に関する通報については、令和6年以降問題となっている、自治体内部における事案に端を発した公益通報制度を巡る議論に見られるように、公益通報者の保護などにつき、種々の問題が残されていると思われる。とりわけ、警察や自衛隊など階級組織においては、かかる懸念が大きいとも考えられる。この点について、令和7年中の通報は0件であったが、例えば、今回の報告で挙げられている内閣官房の不適正事案（40頁）などが、仮に職場の中において規程の定め違反した取扱いがいわば「習慣化」していたということであるとすれば、現場における職員の相互チェック（通報も含む）があれば、防止できたのではないかとも思われる。したがって、件数が0であったことをどのように評価すべきかについては、若干躊躇を覚える。

○ 通報窓口を機能させるための方策に関する意見

令和7年中に通報窓口寄せられた通報の件数は0件であったが、これは、「通報すべき事案がなかった」というよりも、通報すべき事案を了知していても何らかの事情や理由により、通報をすることが躊躇されたというおそれがある。通報の対象を広げるだけでなく、「通報窓口を適正に機能させるためにはどのような方策が必要か、その方策を検討するためにはどのような調査が必要か」を真摯に検討すべきではないかと考える。適性評価に関する苦情申出の状況及び改善事例にある報告件数0件についても、同様の懸念がある。

○ 内閣府独立公文書管理監に対する通報に関する意見

特定秘密の漏えいや逸脱、違法行為を早急に止めることが最優先課題だと考えると、運用基準V4(2)イ(i)を厳格に解釈運用すると、通報を自制させることになりかねず、通報制度を作った意義が損なわれる。事態への即応性を考えると、内閣府独立公文書管理監よりも当該行政機関の方が期待できるから、当該行政機関に対する通報を先行することが望ましいが、独立公文書管理監に対する通報を選択することも緩やかに認めるべきである。

○ 適性評価の不同意者や苦情申出者の扱いに関する意見

適性評価について、本年は5年ごとの期限に該当して実施件数が多数であったが、実施対象者が評価を受けることに同意をしなかった件数が、令和3年以降、3件→2件→23件→14件→22件（令和7年）となっており、比較的落ち着いた件数であり、制度の認識・定着が見受けられる。また、苦情は0件であったとのことで手続が適切に進められたものと認められる。

引き続き、適性評価の実施に同意しなかった職員が業務上の配置で不利益が生じないよう、また、苦情申出制度についても、苦情申出者の個別の状況に留意し、それぞれ適切に運用していただきたい。

○ 適性評価の実施体制に関する意見

適性評価の実施件数の増加に伴い、国会において必要な予算と人員を確保し、適切な適性

評価が行われる体制を継続的に維持できるようにしていただきたい。

○ 特別防衛秘密等の適格性の確認に関する意見

特定秘密を取り扱える職員は特別防衛秘密等を取り扱えるとしたことは、同一の調査事項の確認という無駄な手続を省略し、実務の煩雑な業務を軽減し、合理的である。他にも不合理と思われる点があれば検討し、必要に応じて修正すべきである。

○ 民間企業へのより具体的なガイダンスの実施に関する意見

制度の実効性は、厳格さだけでなく、運用の分かりやすさ、予見可能性、行政機関ごとの一貫性によって支えられる面が大きいと考える。特定秘密と重要経済安保情報の整理、適当事業者に求められる保護措置、従業員教育、文書管理や返却・廃棄のルールなどについて、企業が実務上迷わないよう、より具体的なガイダンスや好事例の共有を進めることを期待する。

○ 情報監視審査会への対応に関する意見

運用基準で、行政機関が情報監視審査会の審査・調査に適切に対応するよう明記したが、依然として審査会から問題視される対応状況があることが伺える。審査会は唯一、行政機関外から監視する組織であるから、特定秘密の指定状況が適正であることを対外的にアピールする意味で、行政機関側としては国民の代表者に対して説明義務を果たすという観点からできる限り調査に応じるべきである。

イ 不適正事案に関する意見

○ 迅速・確実な報告体制の構築に関する意見

不適正事案が発生してしまった場合の対応にあっては、軽微な段階において組織のトップまで速やかに報告し、対応することが、より重大な事案への発展を防ぐ上で有効であると考ええる。各行政機関において、迅速・確実な報告体制の構築と周知・徹底を図ってほしい。

○ 率直に報告できる環境整備に関する意見

不適正事案については、政府自らが高い規律をもって制度運用を行い、問題が生じた際には原因、影響、再発防止策を分かりやすく示すことが重要である。その際、過度に懲罰的な雰囲気が強まると、現場の小さな違和感が共有されにくくなり、結果として問題の早期発見を妨げるおそれもあるため、相談窓口や通報制度が実際に機能し、現場から率直に報告できる環境を整えることが極めて重要である。

○ 不適正事案の発覚の経緯の共有に関する意見

不適正事案の再発防止を検討するにあたっては、「不適正事案がどのような経緯で発覚したのか」を把握しておくことが有効と考える。そうすることで、不適正事案のリスクが顕在化する前に、事前に予防策を検討できると考えられるためである。報告書にはこの辺りの経緯についての記載がないが、可能な範囲で記録に残しておくことで、情報が共有され、不適正事案発生の抑止につながるのではないかと考える。

○ 検査の充実に関する意見

内閣官房の不適正事案は、職場において習慣化された一種の「ローカルルール」が形成され、それが本来の保護規程に違反していた事案ではないかと推測される。これは職場環境に起因するものと思われ、日常的なチェックや検査の充実が必要である。

○ 保全管理措置に関する意見

行政文書の誤廃棄の事案については、従前、当該行政文書を利用する事務の一般的なプロ

セスに従って、当該行政文書・情報の流れや管理の手順を改めて点検することが再発防止に資するのではないかとすることを指摘してきた。特定秘密の管理については、関係する行政機関によって状況が異なるところ、それぞれの現場の状況に応じた保全管理措置がなされるよう引き続き検証・検討が必要である。

○ 情報管理の在り方に関する意見

海上自衛隊潜水艦「せいりゅう」の事案は、それ自体、悪質性はなく、影響としては限定的なものであると思われるが、「情報」管理の在り方として考えさせられるものがある。

「情報」がそれ自体としては、(文書とは異なり)形のないものであることを踏まえ、情報保全(リスク管理)の観点から研究の対象となる事例であると思われる。

○ システムの構築による現場の混乱の解消に関する意見

防衛省・自衛隊については、特定秘密を日常業務において扱う程度が格段高く、関与する自衛隊員の数も多数に上る。今般「総合秘密保全システム(仮)」が導入されるとのことであるが、自衛隊員の人事異動や部隊の運用など、現状に対応するシステムが構築されることにより、現場部隊の混乱・疲弊が解消されることを期待する。

ヒューマンエラーは必ず生じるので、関係者の心理的負担を軽減するために、人の判断になるべく頼らなくてよい仕組みにしていくべきであり、その方向に進めていることは評価できる。

○ 適正な制度運用を図るための電子化・システム化に関する意見

本年、指定解除がなく、延長・指定件数が増加した結果、特定秘密が記録された行政文書の保有件数が令和3年の約57万件から、令和7年は約80万件と逐年、激増している。それゆえ、不適正事案も報告だけでも一定数に上った。その内容は、適性評価の期限切れ職員に関するものという更新時期に見られる初歩的ミスが2件認められた。その他、無線機や暗号装置の操作誤りによる暗号規約の消去や廃棄の手続遺漏というお粗末な人為的ミスも散見された。いずれも初歩的ミスとも見える。防衛省においては、今後、総合秘密保全システム(仮)を導入することに先立ち、適性評価の実施状況を管理する機能等について先行的に運用されるとのことであるが、政府としても電子化・システム化によって、制度全般において、人為的・初歩的ミスが解消されること、また、運用の迅速化・省力化を期待する。

○ 不適正事案が頻発することへの対応に関する意見

不適正事案が多発している状況は、我が国の秘密保全体制に対して同盟国・同志国からの信頼を毀損しかねない重大な事態であると認識している。改正された運用基準を厳正に適用することにより、迅速に適正な運用を確保していただきたい。

なお、今後も、このような不適正事案が減少しない場合には、5年後の運用基準改定時に合わせて、保護規程等に違反していることを認識しながら特定秘密を扱った者又は扱わせた者に対しては、「特定秘密を漏らすおそれがないとは認められない者」として、それ以降は特定秘密を取り扱う職務に就けない等の処分の導入を検討すべきである。

ウ 国会報告文書の構成や内容に関する意見

○ 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律(令和7年法律第42号)において、特定秘密を扱う重要電子計算機について定義されている趣旨について、国民に分かりやすい形で、本文又は脚注で説明していただきたい。

(政府の対応)

脚注4に、その趣旨を記載した。

○ 「表2 各行政機関に置かれた特定秘密管理者(令和7年末時点)」において、法律の

制定等により変更のあった特定秘密管理者については説明を加えるべきである。例えば、内閣官房における内閣サイバー官（内閣サイバーセキュリティセンター長からの変更）、内閣府における政策統括官（サイバー安全保障担当）の追加、警察庁におけるサイバー警察局長の追加については、その理由をまとめて説明することが望ましい。

（政府の対応）

本文に説明を追記した（1(2)イ）。

- 「3(1)カ 各行政機関が特定秘密に指定した情報の内容」に関し、現在は箇条書きとなっているが、表等にした方が見やすくなるのではないか。

（政府の対応）

意見のとおり修正した（2(1)ウ及び3(1)カ）。

- 「2(5)適性評価の実施の状況」及び「3(3)適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数」において、適合事業者に関する付随する情報（業種や規模等）を記載することはできないか。

（政府の対応）

脚注15に、適合事業者について記載した。

- 「2(5)ア行政機関別の適性評価の実施件数及びその推移」に関し、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった5件ほどの行政機関に係るものを明らかにすることはできないか。明らかにすることが機微であるとの判断であればその旨を説明しておくべきではないか。

（政府の対応）

脚注19に、行政機関別の内訳を明らかにすることができない旨を記載した。

- 表15には検査時期が記載されているが、検査の概要も記載することはできないのか。

（政府の対応）

脚注38に、検査の概要を記載した。

- 「4(2)保護措置に関する検査及び不適正事案の発生の状況」に関し、内閣官房で「特定秘密文書9,424件について、その保護規程で定める保管容器に保管せず、執務室内の施錠した引出し等に保管していた」という不適正事案について記載がある一方で、表15では、内閣官房の検査結果は「特定秘密の表示がない文書があり、補正した」とだけ書かれている。検査では不適正保管が発見できなかったのか、発見したのに表15に記載がないのか疑問を感じる。

（政府の対応）

表15の内閣官房の検査結果に40頁に記載した不適正保管について追記した。

- 「4(3)内閣府独立公文書管理監への対応」に関し、関係行政機関は必要な措置を講じたとの記載があるが、どのような是正措置を講じたかを記載することはできないのか。

（政府の対応）

意見のとおり修正した（4(3)）。

【資料編】

(参照条文)

○特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）

※令和7年12月31日時点

（定義）

第2条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

（特定秘密の指定）

第3条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第4号及び第5号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第11条第1号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

2 行政機関の長は、前項の規定による指定（附則第5条を除き、以下単に「指定」という。）をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件に特定秘密の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をすること。
- 二 特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該情報が前項の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。

3 （略）

（指定の有効期間及び解除）

第4条 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

- 2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした情報が前条第1項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、5年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。
- 3 指定の有効期間は、通じて30年を超えることができない。
- 4 前項の規定にかかわらず、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立つても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合（行政機関が会計検査

院であるときを除く。)は、行政機関の長は、当該指定の有効期間を、通じて30年を超えて延長することができる。ただし、次の各号に掲げる事項に関する情報を除き、指定の有効期間は、通じて60年を超えることができない。

- 一 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。別表第1号において同じ。)
- 二 現に行われている外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報
- 三 情報収集活動の手法又は能力
- 四 人的情報源に関する情報
- 五 暗号
- 六 外国の政府又は国際機関から60年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報
- 七 前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報

5・6 (略)

7 行政機関の長は、指定をした情報が前条第1項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

(特定秘密の保護措置)

第5条 行政機関の長は、指定をしたときは、第3条第2項に規定する措置のほか、第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

2・3 (略)

4 行政機関の長は、指定をした場合において、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために特段の必要があると認めるときは、物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの(以下「適合事業者」という。)との契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該指定をした旨を通知した上で、当該指定に係る特定秘密(第8条第1項の規定により提供するものを除く。)を保有させることができる。

5・6 (略)

(我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供)

第6条 特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めるときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき(当該特定秘密が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。)は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2・3 (略)

第7条 警察庁長官は、警察庁が保有する特定秘密について、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めるときは、当該都道府県警察に当該特定秘密を提供することができる。

2・3 (略)

第8条 特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために、適合事業者当該特定秘密を利用させる特段の必要があると認めるときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき(当該特定秘密が、第6条第1項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。)は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2・3 (略)

(その他公益上の必要による特定秘密の提供)

第10条 第4条第5項、第6条から前条まで及び第18条第4項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第4号までに掲げる場合を除く。）であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第10条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの

ロ 刑事事件の捜査又は公訴の維持であつて、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の27第1項（同条第3項及び同法第316条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの

二 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条第6項の規定により裁判所に提示する場合

三 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）第9条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

四 会計検査院法（昭和22年法律第73号）第19条の4において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

2・3 （略）

第11条 特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者が当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第1項又は第15条第1項の適性評価（第13条第1項（第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から5年を経過していないものに限る。）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（次条第1項第3号又は第15条第1項第3号に掲げる者として次条第3項又は第15条第2項において読み替えて準用する次条第3項の規定による告知があった者を除く。）でなければ、行ってはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることを要しない。

一 行政機関の長

二 国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

三 内閣官房副長官

四 内閣総理大臣補佐官

五 副大臣

六 大臣政務官

七 前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者

（行政機関の長による適性評価の実施）

第12条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあつては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第5条第4項若しくは第8条第1項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなつた者（当

該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。)

- 二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者
 - 三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの
- 2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。
- 一 特定有害活動（公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第3号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第4号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）
 - 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
 - 四 薬物の濫用及び影響に関する事項
 - 五 精神疾患に関する事項
 - 六 飲酒についての節度に関する事項
 - 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。
- 一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨
 - 二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
 - 三 評価対象者が第1項第3号に掲げる者であるときは、その旨
- 4 行政機関の長は、第2項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。（適性評価の結果等の通知）
- 第13条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。
- 2 行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第3項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。
 - 3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。第16条第2項において同

じ。)であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。

- 4 行政機関の長は、第1項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

(行政機関の長に対する苦情の申出等)

第14条 評価対象者は、前条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる。

- 2 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。
- 3 評価対象者は、第1項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(特定秘密の指定等の運用基準等)

第18条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、毎年、第1項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、第1項の基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長(会計検査院を除く。)に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができる。

(国会への報告等)

第19条 政府は、毎年、前条第3項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

(施行後5年を経過した日の翌日以後の行政機関)

第3条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年を経過した日の翌日以後における第2条の規定の適用については、同条中「掲げる機関」とあるのは、「掲げる機関(この法律の施行の日以後同日から起算して5年を経過する日までの間、次条第1項の規定により指定された特定秘密(附則第5条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる場合における防衛秘密を含む。以下この条において単に「特定秘密」という。)を保有したことがない機関として政令で定めるもの(その請求に基づき、内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者の意見を聴いて、同日後特定秘密を保有する必要がある新たに生じた機関として政令で定めるものを除く。))とする。

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

第5条 次条後段に規定する場合を除き、施行日の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法(以下この条及び次条において「旧自衛隊法」という。)第96条の2第1項の規定により防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日において第3条第1項の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報と、施行日前に防衛大臣が当該防衛秘密として指定していた事項について旧自衛隊法第96条の2第2項第1号の規定により付した標記又は同項第2号の規定によりした通知は、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について第3条第2項第1号の規定によりした表示又は同項第2号の規定によりした通知とみなす。この場合において、第4条第1項中「指定をする

ときは、当該指定の日」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく、同日」とする。
別表（第3条、第5条―第9条関係）

一 防衛に関する事項

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二 外交に関する事項

- イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

三 特定有害活動の防止に関する事項

- イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

四 テロリズムの防止に関する事項

- イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

○特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）（抄）

※令和7年12月31日時点

（行政機関から除かれる機関）

第1条 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）附則第3条の規定により読み替えて適用する法第2条の行政機関から除かれる機関は、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、健康・医療戦略推進本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、キャンブ

ル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、認知症施策推進本部、船舶活用医療推進本部、人工知能戦略本部、人事院、宮内庁、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、こども家庭庁、デジタル庁、公害等調整委員会、検察庁、公安審査委員会、国税庁、スポーツ庁、文化庁、中央労働委員会、林野庁、特許庁、中小企業庁、観光庁、運輸安全委員会及び会計検査院とする。

(法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長)

第2条 法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長は、内閣法制局、消費者庁、文部科学省、農林水産省、水産庁、国土交通省、気象庁及び環境省の長とする。

(指定に関する記録の作成)

第3条 法第3条第2項の規定による同項の指定に関する記録の作成は、法第18条第1項の基準(以下「運用基準」という。)で定めるところにより、法第3条第1項の規定による指定(以下単に「指定」という。)及びその解除を適切に管理するための帳簿(磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。))をもって調製するものを含む。以下「特定秘密指定管理簿」という。)に次に掲げる事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。

- 一 指定をした年月日
- 二 指定の有効期間及びその満了する年月日
- 三 指定に係る特定秘密の概要
- 四 指定に係る特定秘密である情報が法別表第1号イからヌまで、第2号イからホまで、第3号イからニまで又は第4号イからニまでのいずれの事項に関するものであるかの別
- 五 法第3条第2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定を適切に管理するために必要なものとして運用基準で定める事項

(特定秘密の表示の方法)

第4条 法第3条第2項第1号の規定による特定秘密の表示(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。))にあっては、当該表示の記録を含む。以下「特定秘密表示」という。)は、次の各号に掲げる特定秘密文書等(特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- 一 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 別記第1様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

二・三 (略)

(行政機関の長による特定秘密の保護措置)

第11条 行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するために、運用基準で定めるところにより、次に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。

- 一 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名
- 二 職員に対する特定秘密の保護に関する教育
- 三 特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置
- 四 (略)
- 五 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
- 六～八 (略)
- 九 特定秘密の取扱いの業務の状況の検査
- 十 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による特定秘密文書等の廃棄

十一・十二 (略)

2・3 (略)

(都道府県警察による特定秘密の保護措置)

第12条 法第5条第3項の政令で定める事項は、当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長(以下この項及び第19条において「警察本部長」という。)による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する前条第1項各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

一～四 (略)

2 (略)

(適合事業者に関する基準)

第13条 法第5条第4項の政令で定める基準は、第11条第1項第1号、第3号及び第5号から第12号までに掲げる措置並びに次に掲げる措置の実施に関する規程を定めており、かつ、当該規程に従ってこれらの措置を講ずることにより、特定秘密を適切に保護することができることと認められることとする。

一・二 (略)

(その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による特定秘密の保護措置)

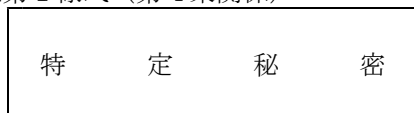
第17条 法第10条第1項第1号の政令で定める措置は、同条(同号(イに係る部分を除く。))に係る部分に限る。)の規定により特定秘密の提供を受ける者による次に掲げる措置とする。

一 (略)

二 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する者を指名すること。

三～十 (略)

別記第1様式(第4条関係)



備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

○公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)(抄)

(整理)

第5条

1～4 (略)

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書(以下「行政文書ファイル等」という。)について、保存期間(延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。)の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(行政文書ファイル管理簿)

第7条 行政機関の長は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)第5条に規定する不開示情報に該当するものを除く。)を帳簿(以下「行政文書ファイル管理簿」という。)に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

2 (略)

(移管又は廃棄)

第8条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 行政機関(会計検査院を除く。以下この項、第4項、次条第3項、第10条第3項、第30条及び第31条において同じ。)の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該行政機関の長は、当該行政文書フ

イル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

3・4 (略)

○自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

※特定秘密保護法附則第4条の規定による改正前の規定

（防衛秘密）

第96条の2 防衛大臣は、自衛隊についての別表第4に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 (略)

別表第4（第96条の2関係）

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第8号及び第9号において同じ。）の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第6号に掲げるものを除く。）

○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）（抄）

1 基本的な考え方

2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項

(1) (略)

(2) 公文書管理法及び情報公開法の適正な運用

行政文書（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第2条第4項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）は、公文書管理法に基づき管理され、また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）に基づく開示請求がされた場合には、情報公開法第5条各号に掲げる不開示情報を除き、開示されることとなる。

特定秘密である情報を記録する行政文書も、公文書管理法及び情報公開法が当然適用される。すなわち、特定秘密である情報を記録する行政文書についても、指定が解除され、又は指定の有効期間が満了し、当該行政文書の保存期間が満了した場合に、歴史公文書等（公文書管理法第2条第6項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。）に該当するものは、国立公文書館等に移管されることとなる。当該行政文書を廃棄しようとするときには、内閣府独立公文書管理監による検証・監察において廃棄が妥当と認められるとともに、内閣総理大臣の同意を得ることが必要となる。また、何人も、情報公開法に定めるところにより、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を記録する行政文書の開示を請求することができ、開示請求を受けた行政機関の長は、情報公開法に基づき、開示・不開示の決定を行うこととなる。特定秘密に係る部分は、特定秘密に指定される情報の性質上、情報公開法第5条各号に掲げる不開示情報の一部に該当するものと解されるが、実際に開示・不開示の決定を行う際には、当該部分が情報公開法上の不開示情報に該当するか否かについて厳格に判断する必要がある。

なお、当該特定秘密に係る部分について不開示決定がなされた場合であつて、当該不開示決定

について不服申立てがなされたときは、行政機関の長の諮問に応じ、情報公開・個人情報保護審査会等（以下単に「審査会等」という。）が当該不開示決定の適否を調査審議することとなる。この場合において、審査会等は、必要があると認めるときは、情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）第9条第1項（会計検査院法（昭和22年法律第73号）第19条の4において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該行政機関の長に対し、当該不開示決定に係る行政文書の提示を求めることができ、提示を求められた当該行政機関の長は、特定秘密保護法第10条第1項第3号又は第4号の規定に基づき、審査会等に特定秘密を提供することとなる。そして、審査会等による調査審議の結果、全部又は一部開示すべきとの答申がなされ、これを受けた行政機関の長が当該特定秘密に係る部分を開示する際は、その指定を解除することとなる。

都道府県警察が保有する特定秘密である情報を記録する文書については、公文書管理法及び情報公開法の趣旨にのっとり、各都道府県の定める関係規定に従い、取り扱われることとなる。

特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行う全ての者は、これらの点について十分に理解した上で、特定秘密保護法だけではなく、公文書管理法及び情報公開法についても各規定の内容を正確に理解してその適正な運用を徹底し、国民に対する説明責務を全うしなければならない。

3 特定秘密を取り扱う者等の責務

(1)～(3) (略)

(4) 特定秘密を取り扱う者は、それを取り扱うことができない者が知得し、又は誤って取り扱うことのないよう注意するものとする。

(5) (略)

II 特定秘密の指定等

1 指定の要件

(1) 別表該当性

別表該当性の判断は、以下のとおり特定秘密保護法別表に掲げる事項の範囲内でそれぞれの事項の内容を具体的に示した事項の細目に該当するか否かにより行うものとする。なお、事項の細目に該当する情報の全てを特定秘密として指定するものではなく、当該情報のうち、後述の非公知性及び特段の秘匿の必要性の要件を満たすもののみを特定秘密として指定する。

【別表第1号（防衛に関する事項）】

イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

a 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）

(a) 自衛隊の訓練又は演習

(b) 自衛隊の情報収集・警戒監視活動（(c)に掲げるものを除く。）

(c) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動

b 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であって外国の軍隊との運用協力に関するもの（当該外国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）

b 外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

c a又はbを分析して得られた情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ロ aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力（イ a (b)に掲げるものを除く。）

- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
 - a 防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防衛力の整備に関する方針
 - b 防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究
 - c 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であって外国の政府等との防衛協力に関するもの
 - ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。千及びりにおいて同じ。）の種類又は数量

武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの
 - ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法（外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
 - ト 防衛の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）
 - チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
 - a 自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法（bに掲げるものを除く。）
 - b 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
 - c bを分析して得られた情報
 - リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
 - a 自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法（bに掲げるものを除く。）
 - b 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
 - c bを分析して得られた情報
 - ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途（外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
- 【別表第2号（外交に関する事項）】**
- イ 外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
 - a 外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）
 - (a) 国民の生命及び身体の保護

- (b) 領域の保全
- (c) 海洋、上空等における権益の確保
- (d) 国際社会の平和と安全の確保（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(c)までに掲げるものを除く。）
- b 外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
 - a 我が国が実施する以下の措置の方針（bに掲げるものを除く。）
 - (a) 外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自粛の要請
 - (b) 貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限
 - (c) 資産の移転の禁止又は制限
 - (d) 航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限
 - (e) (b)の貨物を積載した船舶の検査
 - (f) 外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(e)までに掲げるものを除く。）
 - b 領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針
- ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
 - a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）
 - b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
 - c a又はbを分析して得られた情報
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ハ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

【別表第3号（特定有害活動の防止に関する事項）】

- イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
 - a 特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）
 - (a) 特定秘密保護法第12条第2項第1号に規定する核兵器、化学製剤、細菌製剤その他の物を輸出し、又は輸入するための活動の防止
 - (b) 緊急事態への対処に係る部隊の戦術
 - (c) 重要施設、要人等に対する警戒警備
 - (d) サイバー攻撃の防止
 - b 特定有害活動の防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの
- ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国

の政府若しくは国際機関からの情報

a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）

b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

c a又はbを分析して得られた情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ロ aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力

ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

【別表第4号（テロリズムの防止に関する事項）】

イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

a テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）

(a) 緊急事態への対処に係る部隊の戦術

(b) 重要施設、要人等に対する警戒警備

(c) サイバー攻撃の防止

b テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの

ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報

a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）

b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

c a又はbを分析して得られた情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ロ aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力

ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

(2) 非公知性

非公知性の判断は、現に不特定多数の人に知られていないか否かにより行うものとする。当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認められる場合には、たとえ我が国の政府により公表されていなくても、本要件を満たさない。なお、その判断は、実際に当該情報を知っている者の範囲等を勘案して個別具体的にを行うものとする。

(3) (略)

(4) 特に遵守すべき事項

特定秘密を指定するに当たって、行政機関の長は、以下の点を遵守しなければならない。

ア (略)

イ 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）第2条第4項に定める重要経済基盤保護情報に該当する情報のうち、(1)に示した事項の細目に該当し、(2)の非公知性の要件も満たすものであって、(3)の特段の秘匿の必要性の要件に照らし、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるものについては、同法第3条第1項に規定する重要経済安保情報ではなく特定秘密として指定すること。

ウ (略)

エ 国民に対する説明責任を怠ることのないよう、指定する情報の範囲を明確にするとともに、特定秘密である情報の特段の秘匿に支障のない範囲内で当該特定秘密の概要を分かりやすく記述するよう努めること。

オ (略)

2 実施体制

行政機関の長は、施行令第11条第1項第1号の特定秘密の保護に関する業務を管理する者として、行政機関の長以外の当該行政機関の職員のうちから、我が国の安全保障に関する事務のうち特定秘密保護法別表に掲げる事項に係るものを所掌する国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第7条の官房、局、部若しくは委員会の事務局若しくは事務総局の長、同法第8条の2の施設等機関の長、同法第8条の3の特別の機関の長、同法第9条の地方支分部局の長又はこれらに準ずる者を特定秘密管理者に指名し、特定秘密の保護に関する業務を管理するために必要な以下に掲げる措置を講じさせるものとする。

(1)～(12) (略)

3 指定手続

(1) (略)

(2) 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるよう、その概要を具体的に記述するとともに、当該情報の指定の理由（以下「指定の理由」という。）を記すものとする。この場合において、当該指定に係る情報の記述（以下「対象情報の記述」という。）は、これを特定秘密として取り扱うことを要しないように記さなければならない。また、指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとする。

(3) 対象情報の記述は、必要に応じ、「(〇〇を含む。）」、「(〇〇を除く。）」と記すこと等により、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにするものとする。また、毎年度作成する計画や継続的に収集する情報など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、対象情報の記述及び施行令第3条第3号の特定秘密の概要は、例えば「平成〇〇年度〇〇計画」、「情報収集衛星により平成〇〇年中に入手した衛星画像情報」、「平成〇〇年中の〇〇国との間の〇〇に関する交渉の内容」と期間を区切るなどして、適切に管理できるよう記すものとする。

(4) 特定秘密に指定しようとする情報が、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を指定の理由の中で明らかにするものとする。

(5)・(6) (略)

4 指定の有効期間の設定

(1) 行政機関の長は、特定秘密保護法第4条第1項に基づく指定の有効期間として、特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする。

例えば、

- ・ 定期的に策定される計画の策定に必要な資料にあつては、当該計画の次の計画が策定されるまでの間（毎年策定する計画の場合には2年等）
- ・ 情報通信技術の動向に密接に関係する情報にあつては、一般に当該技術の進展に応じた年

数（3年等）

- ・ 外国の政府等の政策に密接に関係する要人の動向に関する情報にあっては、当該国の指導者の任期（4年等）

と定めることが考えられるが、行政機関の長は、指定の有効期間の基準を定めることが可能な情報についてはこれを定めるなどにより、統一的な運用を図るものとする。

(2) (略)

Ⅲ 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等

2 指定の解除

(1) 指定の理由の点検等

ア 行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、当該指定の理由を年1回以上定期的に点検させるとともに、必要があると認めるときは、臨時に点検させ、各点検により、指定の要件を満たしていないと認めるときには、速やかに指定を解除するものとする。点検に当たっては、特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化や特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況等を確認させるなどし、指定の要件の充足性を判断するものとする。点検を実施した際は、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるものとする。

イ 行政機関の長は、特定秘密に当たる情報が出現する前に、あらかじめ特定秘密に指定したにもかかわらず、指定した特定秘密に当たる情報が現存せず、これが出現する可能性がないことが確定した場合には、有効期間内であっても、速やかに指定を解除するものとする。

(2) 指定の一部解除

行政機関の長は、指定した特定秘密の一部について、指定の要件を欠くに至ったときは、元の指定を維持したまま、その一部を解除するものとする。

(3) 一定の条件が生じた場合の解除等

行政機関の長は、特定秘密を指定する際に、その指定の理由において、指定を解除する条件を明らかにしていなくても、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性その他の指定を解除すべきと認める一定の条件が生じた場合は、当該指定を解除するものとする。

また、特定秘密である情報を特定秘密の要件を満たさない情報に編集又は加工し、これを公表することが公益上必要と認めるときは、これを速やかに行うものとする。

(4)～(6) (略)

Ⅳ 適性評価の実施

3 評価対象者の選定

(1) 名簿の提出

ア 特定秘密管理者は、当該行政機関の職員として特定秘密の取扱いの業務を行わせるために適性評価を実施する必要があると認めるときは、その者の氏名、生年月日、所属する部署、役職名、特定秘密保護法第12条第1項各号のうち該当する号、同項第3号に該当する場合には該当すると認める理由その他評価対象者の選定に当たって参考となる事項を記載し、又は記録した名簿を作成し、これを適性評価実施責任者に提出する。

なお、評価対象者の選定に当たっては、執務環境を含む業務の実情を踏まえ、特定秘密の取扱いの業務を行わせる必要性の有無を的確に判断するとともに、人事異動等に伴う適性評価の要否やその行政機関において実施された直近の適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められる旨の通知があった日から5年を経過していないことを漏れなく確認するものとする。

イ～エ (略)

(2)・(3) (略)

4 適性評価の実施についての告知と同意

(1)～(3) (略)

(4) 同意の取下げ

ア 特定秘密保護法第12条第3項の同意は、同意書を提出した後から適性評価の結果が通知され

るまでの間、別添4の「適性評価の実施についての同意の取下書」（当該同意の取下書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「同意の取下書」という。）の提出により取り下げることができるものとする。

イ アにより同意の取下書の提出があったときは、適性評価実施担当者は、その旨を適性評価実施責任者を経て行政機関の長に報告する。

ウ 適性評価実施責任者は、イの報告を受けたときは、当該評価対象者が掲載された名簿を提出した特定秘密管理者に対し、当該評価対象者の同意が取り下げられたことにより適性評価の手続を中止した旨を通知する。

エ 特定秘密管理者は、適合事業者の従業員についてウの通知を受けたときは、当該適合事業者に対し、当該従業員の同意が取り下げられたことにより適性評価の手続を中止した旨を別添9-2の「適性評価結果等通知書（適合事業者用）」により通知するとともに、当該通知に係る従業員が派遣労働者であるときは、当該通知の内容を当該従業員を雇用する事業主に通知するよう当該適合事業者に求めるものとする。

5 調査の実施

(1)・(2) (略)

(3) 人事管理情報等による確認

適性評価実施担当者は、質問票に記載又は記録された事項等について誤りがないかどうかなどを確認するため、当該行政機関内の部署、適合事業者、過去に評価対象者を雇用していた事業者等に対し、職歴、懲戒の経歴、情報の取扱いに係る非違の経歴その他の人事管理業務等を通じて得られた評価対象者に関する必要な情報の報告を求めるものとする。

(4) 公務所又は公私の団体に対する照会

ア 適性評価実施担当者は、質問票に記載又は記録された事項等について誤りがないかどうかなどを確認するため、公務所又は公私の団体に照会して、海外に居住し、又は渡航した経歴、犯罪の経歴、信用状態その他の事項について必要な報告を求めるものとする。

イ 特に、行政機関以外への照会については、相手方の業務上の負担に十分配慮し、効率的な方法により行うよう努めるものとする。

ウ 照会に当たっては、別添7の「適性評価のための照会書」（当該照会書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「照会書」という。）を照会先に交付することにより行うものとする。ただし、照会先において照会書の交付を要しないとした場合は、この限りでない。

エ 照会先の求めがあったときは、評価対象者が提出した別添2-2の「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」の写しを提示し、又は交付するものとする。

(5) 評価対象者に対する面接等

適性評価実施担当者は、質問票に記載又は記録された事項等について誤りがないかどうかなどを確認するため、評価対象者本人に対する面接を実施するものとする。この面接は、勤務地が遠隔地にあるなどの事情があるときは、評価対象者の負担軽減のため、通信の方法（映像及び音声により相手の状態を相互に認識しながら行うものに限る。）により実施して差し支えない。面接に際し、評価対象者本人であることを確認するため必要があるときは、身分証明書の提示を求めることができる。

また、評価対象者に質問した事項を確認するなどの必要があるときは、評価対象者に資料の提出を求めることができる。

(6) 留意事項

ア 調査は、質問票及び調査票に記載又は記録された事項について、疑問点、矛盾点その他の事実を明らかにすべき事項がないかどうか確認し、必要な裏付け調査を尽くした上で、評価対象者に対する面接を効果的に実施することで、特定秘密を漏らすおそれがないかどうかについての確に判断するよう努めなければならない。ただし、調査を適切に実施するため必要があるときは、これらの手続の順序を入れ替えて実施することを妨げない。

イ・ウ (略)

8 苦情の申出とその処理

(1) (略)

(2) 苦情の申出

苦情の申出は、評価対象者が、その氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに具体的な苦情の内容を明らかにし、苦情受理窓口に提出することにより行うものとする。

(3) (略)

(4) 苦情処理結果の通知

ア 苦情処理担当者は、(3)エに掲げる行政機関の長の承認を得た後、苦情申出者に対し、別添11の「苦情処理結果通知書」(当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により、苦情についての処理の結果を通知する。

イ 苦情の処理の結果を通知する際は、単に結論を示すだけでなく、判断の根拠等を具体的に説明するものとする。ただし、苦情申出者以外の者の個人情報の保護を図るとともに、結果の通知によって、適性評価の調査の着眼点、情報源、手法等が明らかとなり、適性評価の円滑な実施の確保を妨げることとならないようにしなければならない。

ウ 苦情処理の結果、適性評価の手続等が法令若しくは本運用基準の規定に違反し、又は適正を欠いていると認めるときは、苦情処理責任者は適性評価実施責任者にその改善を求めるものとする。

エ 苦情の処理の結果、改めて適性評価を行う必要があると認める場合には、苦情処理責任者はその旨を適性評価実施責任者に通知する。

オ 適性評価実施責任者は、エの通知を受けたときは、当該通知の内容を苦情申出者が掲載された名簿を提出した特定秘密管理者に通知する。この場合において、苦情申出者が適合事業者の従業者であるときは、特定秘密管理者は、当該適合事業者に対し、当該通知の内容を通知するとともに、苦情申出者が派遣労働者であるときは、当該通知の内容を当該派遣労働者を雇用する事業主に通知するよう当該適合事業者に求めるものとする。

カ エの場合、適性評価実施責任者は、改めて適性評価を実施する。この場合においては、5(1)ア及び(2)アの規定にかかわらず、質問票及び調査票の提出を求めないことができる。

(5) 留意事項等

ア (略)

イ 特定秘密保護法第14条第1項に規定する苦情の申出は、適性評価の結果、調査方法など、評価対象者について実施された適性評価について、当該評価対象者が行うことができる。評価対象者が適性評価の実施に同意しなかったことや同意を取り下げたことにより不利益な取扱いを受けたことなどについての当該評価対象者からの苦情のほか、適性評価に関し質問又は照会を受けた者など評価対象者以外の者からの適性評価に関する苦情については、特定秘密保護法第14条に規定する苦情には当たらないが、苦情受理窓口においてこれを受理し、苦情処理手続に準じて、これを誠実に処理するものとする。

9 適性評価実施後の措置

(1) 行政機関の職員が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置

ア 特定秘密の取扱いの業務を行う行政機関の職員の上司等は、当該職員について以下の事情があると認めた場合には、速やかにこれを当該職員が取扱いの業務を行う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告するものとする。なお、特定秘密管理者は、当該職員に関し特定秘密保護法第12条第1項第3号の事情を上司等が遅滞なく把握できるよう、当該上司等に対し、当該職員との面談の機会等を活用して、当該職員について以下の事情が生じていないか年1回以上確認させるものとする。

(ア)～(ケ) (略)

イ・ウ (略)

(2) 適合事業者の従業者が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置

ア 行政機関の長は、以下に掲げる事項について、契約で定めるものとする。

(ア) 特定秘密保護法第5条第4項又は第8条第1項に規定する契約に基づき特定秘密を保有し又は提供される適合事業者は、当該契約により特定秘密の取扱いの業務を行う従業者について(1)アの事情があると認めた場合には、速やかにこれを契約先の行政機関における当該特定秘密に係る特定秘密管理者に報告すること。また、当該従業者との面談の機会等を活

用して、当該従業者について(1)アの事情が生じていないか年1回以上確認すること。

(イ)～(エ) (略)

イ・ウ (略)

10 適性評価に関する個人情報等の管理

(1) (略)

(2) 行政機関における個人情報等の管理

ア (略)

イ 適性評価に関する文書等に含まれる個人情報の管理については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法第66条の規定に基づき各行政機関が定める個人情報の適切な管理のための規程による。また、個人情報を保護するための情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ戦略本部等が定める「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、適切に行う。

ウ～カ (略)

(3)・(4) (略)

12 適性評価の実施に関する関係行政機関の協力

(1) 相互協力

関係行政機関の長は、評価対象者についての照会があった場合に必要な事項の報告を行うなど、適性評価の実施のために相互に協力するものとする。

(2) 過去に実施した適性評価の過程で得られた情報の提供等

ア 他の行政機関で適性評価を受けたことがある職員又は適合事業者の従業者の適性評価を実施する行政機関の長は、当該他の行政機関の長に対し、過去に実施した適性評価の際に記載又は記録された質問票や調査票、これらに係る回答内容その他の過去に実施した適性評価の過程で得た情報の提供を求めることにより、評価対象者の負担軽減を図りつつ、新たな適性評価を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

イ 重要経済安保情報保護活用法の規定に基づく適性評価を受けたことがある者について、特定秘密保護法の規定に基づく適性評価を実施する場合も、アに倣うものとする。

ウ 行政機関の長は、適性評価の判断に当たって、関係行政機関の長が過去に実施した適性評価の過程で得た情報を活用することができるが、自らの事務として適切に調査を行った上で、6に基づき、総合的に判断するものとする。その際、行政機関の長は、他の行政機関の職員及び他の行政機関が契約する適合事業者の従業者についての適性評価の調査を代行してはならない。

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力

(1) 内閣官房は、特定秘密保護法の適正な運用の確保についての自らの責任を十分に認識し、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除（以下単に「特定秘密の指定及びその解除」という。）並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務を行う。

(2) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に内閣保全監視委員会を設置する。内閣保全監視委員会の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理し、内閣保全監視委員会の構成その他必要な事項は、別に内閣官房長官が定めるものとする。

(3)・(4) (略)

3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正

(1) 内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正

ア 内閣府独立公文書管理監（内閣府独立公文書管理監が指名する内閣府の職員を含む。以下同じ。）は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに本運用基準ⅠからⅢまで（以下「特定秘密保護法等」という。）に従って行われているかどうか検証し、監察するものとする。ここでいう「特定行政文書ファイル等の管理」の検証・監察には、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否、すなわち、特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書（以下「保存期間1年未満の特定秘密文書」という。）の中に保存期間を1年以上と設定すべきものがないかの検証・監察が含ま

れる。

なお、保存期間1年未満の特定秘密文書の管理については、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）を踏まえて各行政機関の長が定める行政文書管理規則による。

イ （略）

ウ 内閣府独立公文書管理監は、検証又は監察の結果、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は当該特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。内閣府独立公文書管理監は、是正を求めたときは、その内容を内閣保全監視委員会へ通知するものとする。

(2) （略）

4 通報窓口の設置と処理

(1) 通報の処理の枠組み

内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は特定秘密保護法第4条第5項、第9条、第10条若しくは第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者（以下「取扱業務者等」という。）が、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合に行う通報を受け付け、処理するため、窓口（以下「通報窓口」という。）を設置し、公表するものとする。通報窓口においては、当該通報に限らず、特定秘密の漏えい、各行政機関が定める保護措置に係る違反行為その他の特定秘密保護法、施行令、本運用基準及び関連規程に違反する行為（以下「違反行為」という。）に関する通報を広く受け付けるものとする。ただし、内閣府独立公文書管理監が設置する通報窓口においては、内閣府本府組織令第3条の2第1号イに掲げる事務に係る通報に限り受け付けるものとする。

(2) 通報の処理

ア 行政機関に対する通報

(ア) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことその他の違反行為があると思料するときは、当該違反行為に係る行政機関の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、通報行為が特定秘密の漏えいに当たらないよう注意しなければならない。

(イ) 行政機関の長は、通報を受理した場合、調査の必要性を十分に検討し、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、当該通報を行った者（以下「通報者」という。）に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、適正な調査の遂行に支障がある場合はこの限りではない。

(ウ) （略）

(エ) 行政機関の長は、調査の結果、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことその他の違反行為が明らかになったときは、速やかに当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の適切な措置を講ずるものとする。

(オ) （略）

(カ) 行政機関の長は、通報を処理したときは、その内容を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。ただし、内閣府本府組織令第3条の2第1号イに掲げる事務に係るものに限る。

イ 内閣府独立公文書管理監に対する通報

(ア) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことその他の違反行為があると思料するときは、内

閣府独立公文書管理監の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、通報行為が特定秘密の漏えいに当たらないよう注意しなければならない。

- (イ) (ア)に定める通報は、ア(イ)において調査を行わない旨の通知又は同(オ)の通知を受けた後でなければ、行うことができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
 - a ア(ア)に定める通報をすれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合
 - b ア(ア)に定める通報をすれば当該通報に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合
 - c 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合
 - (ウ) (略)
 - (エ) 通報の受理に関し、内閣府独立公文書管理監は、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。
 - (オ)・(カ) (略)
 - (キ) 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことその他の違反行為があると認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正等を求めるものとする。
 - (ク)・(ケ) (略)
- (3) (略)

5 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告

(1) 内閣総理大臣への報告等

- ア 行政機関の長は、毎年1回、(ア)から(シ)までに掲げる事項を内閣保全監視委員会に、(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。
 - (ア) 当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去1年に新たに指定をした特定秘密の件数(Ⅱ1(1)に規定する事項の細目ごと。(イ)及び(ウ)において同じ。)
 - (イ) 過去1年に指定の有効期間の延長をした件数
 - (ウ) 過去1年に指定を解除した件数
 - (エ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に国立公文書館等に移管した件数
 - (オ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に廃棄した件数
 - (カ) 過去1年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数
 - (キ) 過去1年に処理した4(2)ア(ア)の通報の件数
 - (ク) 過去1年に適性評価を実施した件数(警察庁長官にあっては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。(ケ)及び(コ)において同じ。)
 - (ケ) 過去1年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第12条第3項の同意をしなかった件数
 - (コ) 過去1年に申出のあった特定秘密保護法第14条の苦情の件数
 - (サ) 過去1年に行った適性評価に関する改善事例
 - (シ) その他参考となる事項
- イ 内閣保全監視委員会は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。
- ウ 内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、ア(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べるることができる。
- エ 内閣保全監視委員会は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分

かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

オ 内閣府独立公文書管理監は、毎年1回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(2) 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者への報告

内閣総理大臣は、毎年1回、(1)エの状況を特定秘密保護法第18条第2項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

(3) 国会への報告及び公表

ア 内閣総理大臣は、毎年1回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。

イ なお、両院に設置される情報監視審査会(以下「審査会」という。)に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

6 その他の遵守すべき事項

(1)～(3) (略)

(4) 行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に対し、特定秘密である情報を記録する行政文書の管理等を適正かつ効果的に行うために必要な特定秘密保護法、公文書管理法及び情報公開法等に関する知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。また、職員の保全意識の高揚を図るため、職員に対する特定秘密の保護に関する教育において、これまでに発生した不適正事案やそれを踏まえた教訓事項等についても詳細に教示し、より一層効果的なものとなるよう実施の時期や方法を工夫するなど、その充実強化を図るものとする。

(5) 行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務の適正を確保するため、当該業務に対する検査について、定期的なものと同時的なものを効果的に組み合わせて実施するほか、検査する項目についても対象とする業務の実態を踏まえて随時見直すなど、その実効性の向上を図るものとする。

(6) 行政機関の長は、適合事業者の選定に際し、指定をした特定秘密を適合事業者に保有させ、又は提供することができるのは、当該適合事業者に保有させ、又は提供しなければ当該行政機関の所掌事務の遂行が立ちゆかないような、いわば非代替性が認められる場合に限定されるという特定秘密保護法の趣旨に留意するものとする。

(7) (略)

(8) 行政機関の長は、特定秘密の漏えいその他著しく不適正な取扱いをした事実があると認めるときは、事案の概要、発生の原因、再発防止のため講じようとする対策その他必要な事項を審査会に早期に報告するものとする。調査に長期間を要する見込みであるなど早期の報告が困難な事情がある場合においては、適時に中間報告を行うよう努めなければならない。

VI 本運用基準の見直し

政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、常にその運用の改善に努めつつ、5年を目途に、又は必要に応じて本運用基準について見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表するものとする。

○国会法(昭和22年法律第79号) (抄)

第102条の13 行政における特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定(同項の規定による指定をいう。)及びその解除並びに適性評価(特定秘密保護法第12条第1項に規定する適性評価をいう。)の実施の状況について調査するとともに、行政における重要経済安保情報(重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。)第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。)の保護及び活用に関する制度の運用を常時監視するため重要経済安保情報の指定(同項の規定による指定をいう。)及びその解除、適性評価(重要経済安保情報保護活用法第12条第1項に規定する適性評価をいう。)の実施並びに適合事業者の認定

(重要経済安保情報保護活用法第18条第1項に規定する適合事業者の認定をいう。)の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第104条第1項(第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による特定秘密又は重要経済安保情報の提出の要求に係る行政機関の長(特定秘密保護法第3条第1項に規定する行政機関の長及び重要経済安保情報保護活用法第2条第2項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。)の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

第102条の16 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度又は重要経済安保情報の保護及び活用に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

② 情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

第104条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

②～④ (略)

○国家安全保障会議設置法(昭和61年法律第71号)(抄)

(事務)

第12条 会議の事務は、国家安全保障局において処理する。

(資料 1)

情報保全諮問会議の開催について

〔平成 26 年 1 月 14 日〕
〔内閣総理大臣決裁〕

1 趣旨

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）の適正な運用のため、情報保全諮問会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 構成等

- (1) 会議は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣に対し述べることとする。
 - ア 特定秘密保護法第3条第1項、第18条第2項及び第3項並びに附則第3条の規定に基づく意見。
 - イ アに掲げるもののほか、特定秘密保護法の適正な運用を図るために必要な意見。
- (2) 会議は、内閣総理大臣が委嘱する者により構成し、同大臣の下に開催する。
- (3) 内閣総理大臣は、会議の構成員の中から、会議の座長及び主査を依頼する。
- (4) 座長は、会議の事務を掌理する。
- (5) 主査は、議事運営を含め専門的検討作業を取りまとめる。
- (6) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (7) 会議の構成員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (8) 会議の議事録及び議事要旨を作成し、議事要旨については、会議終了後公表する。また、会議の配付資料についても、原則として、公表する。

3 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(資料2)

情報保全諮問会議 構成員

(五十音順、敬称略)

老川 祥一 (座長) 読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆
国際担当 (The Japan News 主筆)

神橋 一彦 立教大学法学部教授

清水 勉 日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員

住田 裕子 弁護士

鳥海 智絵 野村證券株式会社顧問

永野 秀雄 (主査) 法政大学人間環境学部教授

野口 貴公美 一橋大学副学長
一橋大学大学院法学研究科教授

※ 令和8年6月1日現在

(資料3) 最も関連性の高い「事項の細目」別の特定秘密の指定の状況 (令和7年末時点)

別表/事項の細目		番号	
第1号 【防衛に関する事項】	イ【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】	(a)【自衛隊の訓練又は演習】	1-①
		a【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）】	1-②
		(b)【自衛隊の情報収集・警戒監視活動（(c)に掲げるものを除く。）】	
		(c)【自衛隊法（昭和29年法律第165号）に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動】	1-③
	ロ【防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報】	b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であって外国の軍隊との運用協力に関するもの（当該外国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	1-④
		a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）】	1-⑤
		b【外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	1-⑥
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力：ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力（イa(b)に掲げるものを除く。）】	c【a又はbを分析して得られた情報】	1-⑦
		ニ【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究】	a【防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防衛力の整備に関する方針】
	ホ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量：武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの】	b【防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究】	1-⑩
		c【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であって外国の政府等との防衛協力に関するもの】	1-⑪
	ヘ【防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法：自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法（外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	ト【防衛の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）】	1-⑫
	チ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	1-⑮
		b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	1-⑯
		c【bを分析して得られた情報】	1-⑰
	リ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	1-⑱
		b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	1-⑲
		c【bを分析して得られた情報】	1-⑳
	ヌ【防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）：防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途（外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】		1-㉑

※()内の数値は、令和7年中に指定した特定秘密の件数で、内数
 ※△が付された数値は、令和7年中に指定の有効期間が満了した特定秘密の件数
 ※◇内の数値は、令和7年中に指定の有効期間を延長した特定秘密の件数で、内数
 ※▲が付された数値は、令和7年中に指定を解除した特定秘密の件数

番号	国家安全保障会議	内閣官房	内閣府	警察庁	総務省	法務省	出入国在留管理庁	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁	合計
1-①														0
1-②												7		7
1-③												70 (16) ◇<9>		70 (16) ◇<9>
1-④												24		24
1-⑤												101 (8) ◇<15>		101 (8) ◇<15>
1-⑥												81 (13) ◇<8>	1 ◇<1>	82 (13) ◇<9>
1-⑦												12 (1) ◇<2>		12 (1) ◇<2>
1-⑧												16 (1) ◇<2>		16 (1) ◇<2>
1-⑨												27 (3) ◇<5>	2 ◇<1>	29 (3) ◇<6>
1-⑩												11 (1) ◇<3>		11 (1) ◇<3>
1-⑪												3 ◇<1>		3 ◇<1>
1-⑫														0
1-⑬												1		1
1-⑭												78 (1) ◇<8>	2 (1)	80 (2) ◇<8>
1-⑮												56	12 ◇<12>	68 ◇<12>
1-⑯												5 (1)	8 (1) ◇<3>	13 (2) ◇<3>
1-⑰														0
1-⑱														0
1-⑲														0
1-⑳														0
1-㉑												1		1

別表／事項の細目			番号
第2号 【外交に関する事項】	イ【外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの】	(a)【国民の生命及び身体の保護】	2-①
		(b)【領域の保全】	2-②
		(c)【海洋、上空等における権益の確保】	2-③
		(d)【国際社会の平和と安全の確保（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(c)までに掲げるものを除く。）】	2-④
		b【外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】	2-⑤
	ロ【安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくは二、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）】	(a)【外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自粛の要請】	2-⑥
		(b)【貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限】	2-⑦
		(c)【資産の移転の禁止又は制限】	2-⑧
		(d)【航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限】	2-⑨
		(e)【(b)の貨物を積載した船舶の検査】	2-⑩
		(f)【外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(e)までに掲げるものを除く。）】	2-⑪
	b【領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針】	2-⑫	
	ハ【安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）】	2-⑬
		b【外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	2-⑭
		c【a又はbを分析して得られた情報】	2-⑮
ニ【ハに掲げる情報の収集整理又はその能力：ハaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】		2-⑯	
ホ【外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）】		2-⑰	

番号	国家安全 保障会議	内閣官房	内閣府	警察庁	総務省	法務省	出入国在 留管理庁	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛技術庁	合計
2-①	12 (1) <2>	4							4					20 (1) <2>
2-②		1							2					3
2-③														0
2-④		4 <2>												4 <2>
2-⑤		12 (1) <2>			11 (1) <2>			1	6 (1)		2			32 (3) <4>
2-⑥														0
2-⑦														0
2-⑧														0
2-⑨														0
2-⑩														0
2-⑪														0
2-⑫		2				1	1							4
2-⑬									1					1
2-⑭		12 (1) <2>	1						17 (1) <2>		13 (1) <4>			43 (3) <8>
2-⑮														0
2-⑯		62 (3) <8>						5	11	4	11			93 (3) <8>
2-⑰		34 <2>							3					37 <2>

別表／事項の細目			番号	
第3号 【特定有害活動の防止に関する事項】	イ【特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】	(a)【特定秘密保護法第12条第2項第1号に規定する核兵器、化学製剤、細菌製剤その他の物を輸出し、又は輸入するための活動の防止】	3-①	
		(b)【緊急事態への対処に係る部隊の戦術】	3-②	
		(c)【重要施設、要人等に対する警戒警備】	3-③	
		(d)【サイバー攻撃の防止】	3-④	
		b【特定有害活動の防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】	3-⑤	
	ロ【特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）】	3-⑥	
		b【外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	3-⑦	
		c【a又はbを分析して得られた情報】	3-⑧	
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力：ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】			3-⑨
	ニ【特定有害活動の防止の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）】			3-⑩
第4号 【テロリズムの防止に関する事項】	イ【テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】	(a)【緊急事態への対処に係る部隊の戦術】	4-①	
		(b)【重要施設、要人等に対する警戒警備】	4-②	
		(c)【サイバー攻撃の防止】	4-③	
		b【テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】	4-④	
	ロ【テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）】	4-⑤	
		b【外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	4-⑥	
		c【a又はbを分析して得られた情報】	4-⑦	
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力：ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】			4-⑧
	ニ【テロリズムの防止の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）】			4-⑨

番号	国家安全 保障会議	内閣官房	内閣府	警察庁	総務省	法務省	出入国在 留管理庁	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁	合計
3-①														0
3-②														0
3-③														0
3-④														0
3-⑤														0
3-⑥				8	(1) <1>			4						12 (1) <1>
3-⑦				12	(1) <2>			12 (1) <2>						24 (2) <4>
3-⑧														0
3-⑨				17	(1) <1>			4						21 (1) <1>
3-⑩				2	(1)									2 (1)
4-①				5	(1)									5 (1)
4-②														0
4-③														0
4-④														0
4-⑤				20	(2) <1>									20 (2) <1>
4-⑥								12 (1) <2>	1 <1>					13 (1) <3>
4-⑦														0
4-⑧		1							1 <1>					2 <1>
4-⑨														0
計	12 (1) <2>	132 (5) <16>	1	64 (7) <5>	11 (1) <2>	1	1	38 (2) <4>	46 (2) <4>	4	26 (1) <4>	493 (45) <53>	25 (2) <17>	854 (66) <107>

(資料 4)

内閣保全監視委員会の構成等について

平成26年12月 8 日
内閣官房長官決定
令和 7 年 4 月 25 日
一 部 改 正

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）V 1 (2)の規定に基づき、内閣保全監視委員会の構成その他必要な事項を次のとおり定める。

- 1 内閣保全監視委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

委員長 内閣官房長官
副委員長 内閣官房副長官（政務）
 内閣官房副長官（事務）
 国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官
委員 国家安全保障局長
 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
 内閣情報官
 警察庁長官
 公安調査庁長官
 外務事務次官
 経済産業事務次官
 海上保安庁長官
 防衛事務次官

- 2 1の規定にかかわらず、内閣官房内閣情報調査室の事務のうち、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する国務大臣、副大臣及び大臣政務官が置かれたときの内閣保全監視委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

委員長 内閣官房内閣情報調査室の事務のうち、特定秘密の保護に関する

	る制度に関する事務を担当する国務大臣
委員長代理	内閣官房内閣情報調査室の事務のうち、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する副大臣
副委員長	内閣官房内閣情報調査室の事務のうち、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する大臣政務官
委員	国家安全保障局長 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当） 内閣情報官 警察庁長官 公安調査庁長官 外務事務次官 経済産業事務次官 海上保安庁長官 防衛事務次官

3 前各項に定めるもののほか、内閣保全監視委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この決定は、平成26年12月10日から施行する。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。